

# われわれの革命

— 71～72年同大学費闘争 — 2.1 決戦

統一被告団冒頭陳述集

同大 2. 1 決戦統一被告団

## 目 次

### 「序 文」

われわれの革命 一敗北における勝利一

71-72年同大学費闘争の軌跡（年代記的概略）

### 「（被告）意見表明」

総 論

各 論

ま と め

### 「アピール」

2・1 同大不当連行告訴・告発を斗う会

日共の告訴糾弾公判斗争「被告団」

### 「弁護人意見陳述」

### 「特別寄稿」

現代過渡期世界と破防法

久保井 拓三（69年4・28破防法被告）五六

## 序

### 文

われわれの革命

敗北における勝利

革命の発展の初期の段階においては、個々の革命闘争が形式的には敗北をもって終わる、ということが起る。しかし革命は、一連の「敗北」によってのみ、その究極の勝利が準備されうるものだ。

(ローザ・ルクセンブルク『ベルリンの秩序は維持されている』)

それがいかに小さな火花であれ、自らが文字通り身を挺して倒れることもいとわなかつた歴史的過去への思いいれとは、そして、革命の夢を求めつつも敗北を強制されたことへの内的な追体験とは、抹殺し去ることのできぬ過去の影をひきずつた私たちにとってどのような意味を持ちうるのだろうか？月日は無情に過ぎ去つてゆくという。私たちが歴史のねつ造と逆流に屹立せんとする決意性を持つて、酷寒の中、闘い抜いた日々からはや三年——。もはや何らの気負いも銜いも私たちにはない。この三年間の重みは、あの△自由の日々△を共有し、△血の海△に共に浴した、無名・無数の、言葉の真の意味でラディカルな同志達ひとりひとりに苛酷な試練をもたらした。得たものよりも失つたものの方が多いのかもしれない。このことは闘いを共有したものしかわからないだろうし、さらにはいえば「敗北」を共有したものしかその本当の意味がわからないであろう。いま、それを学費闘争△1決戦を△最後まで△闘つたものひとりひとりが胸の中に秘め、それに耐えていることが私たちにつけても辛い。ましてや、百数十名の羊の如き不当連行、酷寒の獄中に耐えた四十三名の屈辱、内臓破裂や頭部骨折の痛みに耐えた多数の同志達——このような現実を想起する時、私たちは絶句する。あの私たちの闘いに、闘わなかつた人々よりいろんなレッテルが張られている。それを一言で要約すると、「大衆から孤立したプランキスト的な一揆主義」といった意味あいの批判が大勢である。「プランキスト」とか「一揆主義」とか批判するのなら、自ら「プランキスト」や「一揆主義」になつてみるがよい。71年から72年にかけての政治過程は、私たちに「突撃せよ！」と駆り立てた、歴史の

中に何度か訪れるひとつの政治決戦の秋であった。「単純だ」とか「馬鹿だ」とかいわれようとも、何が私たちにとって「革命的」であり、何が「日和見主義」なのかを鋭く突きつけるものが確かにあった。だから、私たちは沖縄・三里塚闘争を生命賭けで担当することによって、それに応えようとしたのであり、その質を弁証法的に、つまり一定の発展のうちに、その発展に対しても否定的な役割を果たすもう一方の発展を含む、そして相互が相互を止揚するように、教育学園闘争（学費闘争）を闘つてきたのだ。これを「政治過程主義」というのなら、それはそれでよい、その人の政治性がそれだけのものにすぎないのだから。

もう多くは語るまい。私たちは血染めの一線を自ら画したのだから。来たるべき革命の未来に於いて、ハバリケードのどちら側に立つか？という革命の意味の問い合わせに、自らのハ血／でもって応えたのだから。

現在、同志社大学のキャンパスでは、新たな学費値上げ阻止の闘いが始っている。これに対し、もはや私たちが何をか語る術をもつていよう。願わくは、私たちの血であがなった遺産を踏み越えよ。このさきやかな文集を、この時期に発行することは、現在の学費闘争とは何らの関連もない。ましてや、現在学費闘争を闘っている諸君のためにして欲しいなどというだいそれた下心もない。なによりも、あのハ自由の日々／、あのハ血の海／を共有した同志達へのわが公判闘争の現認報告であり、ハわれわれの革命／が、三年経った現在でも、決して清算しえないハ敗北における勝利／であることの決意表明である。

最後に、「ブランキスト」とか「早すぎた蜂起」とか批難されつつも闘い、社会民主主義の裏切りに斃れ、さらにスターリニストの歴史の偽造に没した革命家ローザのハ遺書／となつた一章を、ある思いいれを込めて、印しておこう！

『ベルリンの秩序は維持されている』ほざくがよい、鈍感な権力の手先どもよ、お前たちの『秩序』は砂の上の楼閣だ。あすにも革命は『物の具の音をとどろかせてふたたび立ち上がり』、トランベットを吹きながらして、おまえたちの驚愕をしりめに、こう告げるだろう

*Ich war, ich bin, ich werde sein.*

（わたしはかつて在り、いま在り、今じも在る）

## 71～72年同大学費闘争の軌跡（年代記的概略）

		主 要 な 政 治 過 程	71年
4	5		
27	17	民青百数十名の自治会選挙武裝破壊を完全ゼン滅	民青の学館乱入部隊を粉碎
19	16	民青百数十名の自治会選挙武裝破壊を完全ゼン滅	入学式情宣に於ける民青三百名の武装襲撃を粉碎
21	10	舞鶴軍港解体現地闘争	能勢ナイキ基地解体現地闘争
21	17	三里塚連帯集会（学館ホール、山本義隆氏アピール）	入管闘争第一波闘争（立命に於いて民青の敵対を粉碎）
21	19	沖縄全島ゼネスト連帯闘争、祇園石段下武装制圧（全学闘14名不当逮捕、重傷者数名）	叛軍闘争第一波闘争
21	21	新学友会中央委員会発足	全学々生大会（秋期学費値上げ阻止を決議）
21	24	学館へ乱入	全関西叛軍集会（大阪）
24	28	沖縄闘争（東京・1名逮捕）	全学スト
24	28	沖縄闘争（東京・1名逮捕）	学館へ乱入

自治会選挙

三里塚支援現地全国集会（成田）

右翼日学同・日学協の武装襲撃を完全ゼン滅（双方に重体数名ずつ）

二部全学々生大会（二部廃校阻止、無期限スト決議）

全京都学生連合会結成大会（同大）

神学部自治会、神学館パリスト

全学々生大会（沖縄返還協定調印阻止、学費値上げ阻止を決議）

沖縄協定調印実力阻止首都総力戦

<二部スト> (7.2まで)

6

全学  
スト

全学  
スト

沖縄一三里塚闘争勝利全関西統一行動

三里塚一、二番地点強制代執行阻止闘争（全学闘・四名逮捕、三名起訴）

全学  
スト

12

11

12. 8. 4. 学友会、学長、理事長、総長に団交要求書提出  
同出席を回答
11. 10. 8. 4. 学費改定案、大学評議会に提案  
沖縄全島ゼネスト連帯闘争
11. 10. 8. 4. 対当局大衆団交（前）、約七千名の学友を結集し、十時間に及ぶ  
学長ドクターストップの為、確約書を獲得し、次回（11／7）へ  
三里塚一沖縄人民と戦士の全国集会（東大安田講堂前）  
返還協定批准阻止全国学生総会決起集会（東京）
11. 10. 8. 4. 第二回対当局大衆団交、当局、確約書一方的破棄し逃亡  
抗議集会（五千名）
11. 10. 8. 4. 全学闘、学生部・有終館実力占拠（1月13日まで）
11. 10. 8. 4. 一部学友会中央委員会にて23日までの期限ストを決定  
全学スト
11. 10. 8. 4. 返還協定批准阻止統一行動（同大）
11. 10. 8. 4. 学費値上げ正式決定（懲戒における評議会・理事会）
11. 10. 8. 4. 学友会、団交要求書提出（12月10日）
11. 10. 8. 4. 学生部長室を封鎖
11. 10. 8. 4. 文学部自治会決起集会
11. 10. 8. 4. 法・工自治会決起集会
11. 10. 8. 4. 法・樋口、高橋教授追求団交、値上げ反対確約書
11. 10. 8. 4. 経・商自治会決起集会
11. 10. 8. 4. 法・恒藤教授追求団交、20日に意志表明確約書
11. 10. 8. 4. 哲学専攻学友四名、ハンスト突入（20日ドクターストップ）  
評議会・冬期休暇の繰り上げを決定
11. 10. 8. 4. 当局、当分の間の休校処分　この頃より、学長より數度有終館等の自主解除の要請あるが、全学闘  
これを拒否する

有終館、学生部封鎖

72年

6. 佐藤訪米抗議闘争

13. 全学々生大会（出席者二千余名、委任状四千七百）  
「学費値上げ白紙撤回」 山本執行部退陣

- ロックアウト体制粉碎、全学長期スト権確立

を決議し、当局の上からの休校体制を全学バリケード、ストライキ体制に転化する

25. 学費値上げ実力阻止全関西統一行動（ホール、六百名）  
機動隊導入抗議集会

学バリースト

全

<p>2</p> <p>1</p> <p>1. 封鎖解除（機動隊導入）、明徳館砦死守（四名）不當逮捕 学生会館中庭で、三百有余名抗議集会、再封鎖に向けて、丸太、竹ヤリの突撃隊を先頭に今出川に出立する際、 正面衝突戦を展開（百二十数名不当検挙、四十三名逮捕、十名起訴、重体數名）</p> <p>2. 機動隊導入抗議集会</p> <p>5. 全学闘政治集会</p> <p>9. 入試情宣</p> <p>11. 学費闘争勝利・集中弾圧粉碎・派兵阻止 全関西大集会（京大・八百名）</p> <p>13. 入試情宣</p>
--

## 総論

### 統一被告団

#### ＜「被告」意見表明＞

##### 意見陳述

いま意見表明にあたり、われわれ「被告」の原則的立場を要約しておかねばならない。最初に断つておくが、これは秩序の司祭者体制の番犬に許しを乞うものではなく、全国でわれわれと同じく裁判闘争を闘う兄弟たちへのメッセージとしておこないたい。

丁度二年前、首都に於いては「沖縄返還協定批准阻止・機動隊殲滅」のシユピレヒコール高く、火焰瓶と爆弾の炸烈する高揚とともに、われわれは同志社大学に於いて、「学費値上げ阻止」の闘いを始めた。われわれには何らのためらいも怖れもなかった。数ヶ月に渡る運動の起伏を経て、われわれは自ら退路を断つような決戦状況を自ら創出した。われわれが2・1学費決戦と呼ぶ闘いは、決してその場限りの気分や思いつきでやつたのではない。われわれが長い運動の持続と闘う意志の堅持をしつかりわがものとして、持てる限りの武器を、確かに武装の問題では初期の段階ではあったが、

持てる限りの武器を手にして多くの最良の学友達とともに闘い抜いたのである。その同大学費闘争全体を代表してわれわれ十人の「被告団」は、72年2月1日以来、権力を持てる人達の勝利感がなし崩し的な秩序を創り出すという、そしてわれわれの運動もその情況に収斂され支配されるという客観的敗北過程にも拘らず、一本の筋金、つまりわれわれが闘いの中で垣間見ることができた武装の根拠のはしきれだけは売り渡してはいない。本公判が、権力を持てる者による階級裁判の場であり、われわれが「武器をとるべきではなかつた」といわない限り、われわれにはブルジョア裁判の原則に従つて有罪を宣告されることは、東大裁判以来の幾多の例をふり返るまでもなく、われわれ自身わかっている。公平な裁判を行えとか、もっとわれわれの意見を聞けとか泣き声を言うのではないのだ。階級裁判には、プロレタリア革命の原初的論理を対置しなくてはならない。われわれは二年前の2月1日に共に闘つた最良の同志達の意志に反して権力を持てる人達に屈服はできない。国家のありとあらゆる暴力には、その終局的廃絶を目指して断呼として受けてたつ。

既に、60年安保の坐折の後、ベトナム反戦闘争に始まった日本に於ける本格的な革命運動の位置は、ロシア革命の転回と比較してみると、なるべく、一九〇五年革命の段階に到達している。この数年間の「自由の日々」はわが第一革命であり、革命の総稽古であった。確かにわれわれは敗北を強制された。しかし、運動が突き当たった壁をしかと見極め、その階級的壁を突破し、必ずや次の高揚の波を蜂起し臨時革命政府樹立→プロレタリア独裁へ至る階級決戦として体現する為に、われわれの主体的鍛錬の場として、本公判に於けるわれわれの与えられた階級的任務があるものと信じている。全国で無名の兄弟達が、さほど遠くない過去に於いて最も革命的であつ

たが故に、いま最も革命的に裁判闘争を展開している。だが誰が武器をとるべきではなかつたと言つてゐるであろうか？仮にそういう人がいたとしても、その人がかつて革命的意志を持つていたという嚴とした事実から、やりたくてやりきれなかつたその意志をこそわれわれが果たしてやるであろう。

以上のことを前提に私の意見表明を続けるつもりであるが、これはもちろん、この二年有余、私がほんの一歩・革命の荒野に踏み出して以来考へてきたことであり、ここでもう一度踏みとどまつて検証し、決して譲ることのないプロレタリアートの心臓と頭脳にまで高めあげよう。確実に一步主体的な飛躍を克ち獲りたいと考えるものである。

60年代の教育学園闘争－全共闘運動の熱氣の後をうけて、それを如何に継承し、如何に越えるのかという課題を投げかけられ、われわれが闘い抜いた同大学費闘争－2・1決戦は、これが余りに質的広さと深さを孕んでいたが故に、われわれに多くの偉大な教訓を与えた。同時に、権力とその従僕どもの暴虐ぶりを満天下に曝し出した。このことは、周知の通り（裁判官、検察官諸君／知らないとは言わせない）、警職法の乱用による百数十名に及ぶ無差別検挙といふ、ブルジョア新聞も驚くものである。しかしながら、二月一日の血の弾圧が、大学当局の要請による京都府警によって直接加えられた事後処理を検察庁、京都地裁が引き受けたといふ、まさに背後に巧妙にしくまれた陰謀と「密集した反革命」に対し動転し「武器をとるべきではなかった」と自らがやつてきた闘いを清算するのか、それとも「革命は密集した反革命を生み出すことによって前進する」というマルクス以来の古典的命題を継承し、敗北の根拠を主体的な武装化しえるだろう。

を名のる全ての部分が、9・16の地平を継承しようとしたし、その故をもつて現下の破防法体制を突破せんとした。たとえ学園闘争といつても、それ自体に自己限定期間は日共の二の舞いに陥むことは必至であり、どのようにプロレタリア革命過程の一翼として運動を対象化し指定していくのかが、当時の三里塚－沖縄闘争の高揚と関連して火急に迫られたのである。学費闘争はもちろん、さし当つての目標を「白紙撤回」とし、そのいわば「改良の果実」の追求を直接的契機とする民主々義闘争的端緒とするが、客観的にみても教育の再編過程からくる諸要因によつて、民主々義闘争一般に止めて置くことは自ら支配構造の泥沼にはまり込むのであり、主体的に最大限網領的見地をも同時に敷衍し、階級的拡張性を持つ全人民的政治闘争の質にまで高められねばならないのである。このことは、60年代後半の、学費闘争の二つの典型——6年明治大学費闘争の敗北と6年中央大学費闘争の勝利的－永続的転回の教訓の中から普遍化しえるだろう。

そのような71年秋の総体的階級情勢は、69年以来の後退を強いらされた局面を一定程度突破しうるような高揚にまで发展したし、われわれをして「日本階級闘争の構造的転換点」とまで語らせる程であつたし、「突撃せよ！」を合言葉として必死に闘い抜いたのである。さて、沖縄返還協定をめぐる日本帝国主義の危機の発現は、その深部に孕まれる腐朽性・寄生性から、大学の存在様態をも、これが支配構造の一環としての現実形態を持つ限り、大学当局をして「累積赤字経営」といみじくも語らせるように転機をもたらし、教育の全面的な再編を迫つた。それが全国一斉の学費の大巾値上げとしてかけられたのであり、だがしかし、その大衆収奪と反動的教育政策に抗して広範な学生層の階級的憤激が噴出したし、三里塚－沖縄闘

の根拠の問題として対象化していくのか——2／1の戦闘の一点の火花は容赦なく二者択一のサイを投げたし、われわれこそは後者の立場をきつぱり選択し、この二年間、常に念頭に置いてきた。「民主々義者」顔をし、味方顔をしたエセ民主々義者の多くが、はじめは「批判の自由」を謳歌していたのが、己れの暴力性が俎上にのぼり、暴力性を政治過程行使することでしか言葉の眞の意味での民主々義も表現しえなくなつたとき、いつの間にかわれわれの周りからいなくなつてしまつた。生きた階級闘争の現実の中で打ち鍛えられ、血の海に耐えたわれわれは、エセ民主々義者の如く敵前逃亡はないし、ブルジョアジーの利益と秩序の代理機関である裁判官や検察官諸君に裁かれる為に本公判にやつてきたのではない。「血の2・1」を怒りを込めて振り返り、革命の歴史的遺産として学生運動史の一ページに定位せしめんが為に、ただその為に、上からの階級解体策動を粉碎し、革命の鍊金場に転化せんが為にやつてきたのである。だからして、まずわれわれは、「学費闘争をどのように闘い、何を獲得せんとしたのか」という、全く正しく、全く厳とした歴史的事実を、そしてその意義と正当性を明らかにしなくてはならないであろう。

さて、われわれの出発点は何であつたのであろうか？7年9・16三里塚東峰十字路機動隊殲滅によつて表現された日本階級闘争の大到達点と構造的転換点を、革命的左派の立場からする主体的対象化とその継承発展をなすことが、当時の、そして現在も首尾一貫としたわれわれの武装の根拠であつた。三里塚闘争に対し、また革命の政治過程のダイナミックな転回に対し、いつも第二線にあつて「革命主義反対」を弱々しく唱えたり、（急進的）民主々義闘争の延長線でしか把えられない部分は論外としても、当時の革命派

争という全国人民的政治闘争に決起した労働者階級の闘いとがつかり結合し、帝国主義段階の「上からの国民統合、下からのファシズム意識の醸成」という反革命的再編、国民統合、侵略戦争政策の支配のくびきを断ち切らんとする暴力革命の銳角的武器となつて、支配階級に更なる破防法体制常態化のオブセツションをもたらしたのである。われわれは、ブルジョア合法性の枠に限定しない闘い、議会的行動や口先の抗議に満足しない闘いとして、大学とこの基盤である資本制的生産様式に対する実践的批判を物質化した。

学費闘争では一体何が問われていたのか？それは断片的に政策に對し弱々しく反対の意志表示をすることではなく、即ち的に政治過程に登場することでもなかつた。もっと深く、構造的な対象把握が俎上にのぼり、資本制的生産様式とその物質的諸関係の基底的要因である分業の、教育に於けるブルジョア的な秩序形態總体に対する思想的－実践的批判にまで切り込んでいくことであつたし、そこまでやりきつっていく志向性なしには、60年代より更に封じ込められた大学という共同体幻想を越えることはできなかつたし、学園闘争を媒介として階級の闘い、すなわち全国人民的政治闘争と真に結合することはできなかつたであろう。また学園闘争を全国人民的政治闘争の質にまで高めることもできなかつたのである。ガキの遊びではあるまいし、アレやコレや即目的な不満を述べたとしても、そしてそれが一時的に盛り上がつたとしても、実際に権力を持てる者は、たとえば十二月の段階で試験を全てレポートに変えたことに典型的にみられるように、大衆の不満を和らげるにはたけているのであり、更に卒業や入試のことをもつてくれば「大学がつぶれる」の一声で恫喝でき、究極的には、学生の特殊利害や、学生と大学の共同利害も、階級利害で統合しえることを忘れては、いくら外形的・現象的

には「戦闘的」であったとしても、改良主義に転落する。

周知の通り、大学当局からの一方的「学費大巾値上げ」攻撃に対する即自的反発の盛り上がりを、常にわれわれは先頭に立って、それを1月30日の秘密理事会への介入から。1月1日の学長団交を起點として、数度にわたる学生大会やストライキなどによって、総体としての一定の意識性を高め、全ての「心あるもの、誠実なるもの」をわれわれのもとに引き寄せ、運動の大衆的物質的基礎とした。しかし、この限りに於いては即自性—自然発生性—自然成長性のレヴエルを出ていないのであって、層としての学生の個別利害からくる未だ小ブル一般的な観念の浮遊—特殊利害ではなく、それらはブルジョア社会を構成する物質的諸関係から大學に対する反発、不満と利害によつては、一片の公示という名の恫喝でもつてさえ統合されるのである。われわれは、われわれの革命派という社会的立場から、マルクス以来の古典的認識を現代的に復権せしめるように、まず『ゴーダ網領批判』の立場、すなわち資本家階級に対する労働者階級の経済的・政治的及び文化的隸属の根底が、経済的隸属にあり、終局的には、労働者階級の経済的解放そして賃金奴隸制の廃絶なくして政治的・文化的解放もなく、またその逆もあらえないと、資本主義批判の原則的立場を踏まえて、そこから権力問題の把握そのものを問い合わせ、土台そのものの置き換えをめざす事業の一端緒とするという目的意識性のもとに「計画としての戦術」を駆使すること——そのことによつて運動を鋭角的にしたのである。すなわち、学費の問題もそれだけをとつてみれば学園内の学生層と当局との直接的対立という形態をとるが、そこに占拠—バリケードストライキとなによりも、われわれの運動は、國際主義と革命的敗北主義といふ、わが革命的左派の出生の秘密を色濃く孕んでいた。その核心は、「自己批判のタタキ売り」や「連帶」一般を空叫びすることにあるのではない。いうまでもなく、6年9／8の血の叛乱の宣言以来の激闘の中で煮つめられてきた権力の問題にあるのであり、東大一人大闘争の政治的勝利、9／1の物理的勝利をはさむ、だがしかし総体としての思想的・経済的生成の主体的未熟からくる敗北の過程は、「最後の勝利」がどのような性格をもつてゐるのかをつきついでいるし、こうしたことが明らかにされなくては玉碎主義や、骨の體からの敗北主義そのものになるのである。歴史的にもつときかのばれば、一八七一年のパリコミューン以来の世界の階級闘争の歴史は、思えば敗北の連續であつた。その中で一九一七年十月ロシア革命の変質と、トロツキーに代表された左翼反対派の政治的敗北、ドイツ危機の連続的敗北を大きなファクターとして、歪曲せしめられ、スターイン主義の物質化を招来せしめ、敗北につぐ敗北を強いられるという歴史過程のくやしさを見るならば、われわれは、敗北と後退と孤立は、必然の領域から自由の領域へと踏み込むまで、甘受しなくてはならないのかもしれないのだ。そうだ、最後の勝利を、わ

いう具体的戦術の駆使による分業生産のマニフェスト媒介に全人民的政治闘争の質を持ち込み、全社会的矛盾に目を向けさせ、階級闘争の広さと深さへと自らもその一環に組織させ、運動を構造的にし、それもつて無媒介的な直接性という貧困の表現を克服し、階級的憤激、さらに戦闘性へと転化させ、再び学費値上げという個別矛盾を抱えさせんとしたのである。だから、学費値上げ阻止の闘いも、それ自体として自己完結させてはならなかつたのであり、値上げという課題を契機として、「値上げ阻止—白紙撤回」という、全く正しい此岸化された「改良の果実」を獲得していく過程が、即ち、同時に、資本制的生産様式とこれを基底としたブルジョア教育秩序を暴露・批判・解体・止揚していく運動として鋭角的かつ構造的に展開されねばならなかつたのである。何故ならば、現在の大学は何かある毎に機動隊を直ぐ導入したり、ロックアウトしたり、既に「國家の為の大学」として封じ込められているので、学費値上げを更なる跳梁台にそのより反動的な再編・強化をなさんとしていたことをわれわれは確認したからである。だからこそ、土台と権力そのものを問題とするような闘い方をしなければならなかつたのであり、このことが最も凝縮してもらにわれわれに投げかけられたのが、とりもなおさず二月一日をめぐる数日間の緊張した攻防であつた。われわれもまた、持てる全力量を賭けて闘い抜いたのではあることはもはやいうまでもない。

いまここでいちいち、学費闘争の事実経過を詳しく述べることもしないであろうし、2・1の熱っぽいインパクトは革命を支持する多くの人達の胸の中に確固として消えないといふただそれだけで、それから、だからといつて敵に捕われても革命精神といふのは決して壳り渡すことはできないであろう。

われわれは権力に捕われることも、一時的に大衆の中で孤立することも恐れなかつた。革命性と階級性をつきつける間に実践的に込まなくてはならなかつたのだ。一步も退かず、決戦が迫られ、そして自らが先頭で闘うことが迫られたとき、敵前逃亡をするのは許し難い日和見主義である。敵に捕われることはブルジョア民主主義者ではないのならば、もちろん少くとも覚悟しなくてはならない。しかし、だからといつて敵に捕われても革命精神といふのは決して売られわざはない。

そうした中で、来たるべき階級決戦に於いてバリケードのどちら側に位置するのか？そして、どのような革命をおこなうのか？△という、革命の意味と原基を練り直す根拠へ向かつたささやかな一点の火花これがわれわれをして2・1決戦といわしめる闘いであった。そして、あの機動隊の暴虐や、「同志社の良心」を潜称し、その実、秩序の司祭者である当時の山本学長以下同志社官僚（そのメンバーが現在では変わつてゐるとはいへ、たとえばスターインが失脚してもスターイン主義の本質は何ら変わらなかつたように、そのメンバードルジヨア階級社会の下請けプローチカー）は学内権力の本質——ブルジョア階級社会の下請けプローチカー——は変わつてゐないのである）を決して許す程、われわれはお人好ではない。そのおとしまえをつけることなしには、われわれの再度の武装の出發もありえないであろう。

さて次に、われわれの闘いの持続の根拠、すなはちささやかではあつたが武装の根拠はどこにあるのかという普遍的な問題に論を進めていかねばならない。もちろん、世の文学青年がいうように、「情念」や「感性」一般にあるのではないし、一般的に「主体性」や「自立」、「関係性」、「関り方」一般を強調してもなんにもならない。それらがいくら必要だからといって、支配構造や権力体系の下では、奴隸の言葉でしかないのだ。思想的には、マルクス『ハーゲル法哲学批判序説』の次のくだりの古典的概観に依拠しうるであろう。

「批判の武器はもちろん武器の批判のかわりをすることはできまいし、物質的な力は物質的な力によって倒さねばならない。しかも理論もそれが大衆をつかむや物質的な力となる。」

ここでいう物質的な力、すなはち「武器の批判」は、『ドイツ・イデオロギー』でいうところの「共産主義とは現状を止揚する現実の運動」ということであり、対象的な力ということである。このことはまた認識論のレヴィエルでも客観的把握と主体的存在の媒介的統合をなす動因ともなるのである。いまここで一つことわっておくが、この公判の場でこうしたこと述べるのは、決して裁判官や検察官という、無原則を原則にまでまつりあげる荒唐無稽な理論の持ち主であり、どこの馬の骨ともわからぬ連中を説得しようなどという助平根性は持っていないし、奇妙きてれつな起訴状を書きあげた検察官諸君の「認識論」を検証するたしにでもしてくれればいいのである。

ところで、世の主体性唯物論者の口を借りるまでもなく、マルクス主義の核心は、『ドイツ・イデオロギー』の古典概念に明確なよう、実践概念にある訳であるが、「平和と民主主義」の理念にの

べき獲得目標であり、秩序の司祭者＝体制の番犬どもに対するささやかな挑戦状である。敗北と危機の孕む構造にあるわれわれの存在形態を、過渡期世界の地下深く潜む革命の歴史的遺産との出会いを契機として、階級危機のせめぎあいに耐えうる対自性へおしあげ、情況への隨判や自己権力運動を拒絶する武装の根拠へ向かいたいと考えるものである。このマルクス主義となるのは、いまや、かつてどのような闘いがあつたのかということよりも、かつての歴史的な闘いのどのような総括をおこなうのか、そしてその方法論をどのように歴史的教訓と関連させて獲得するのかということであろう。このことは、われわれの学費闘争が全国学費闘争を代表し、この指導性を賭けて闘い抜かれたことからして、そうしたところまで煮つめあげていくことが問われている。われわれはきっと「応えきつっていくであろう。

67年10／8から7年5／15に至る高揚の起伏と、とりもなおさず2・1学費決戦は、△われわれの一九〇五年革命△であり、われわれが自ら△革命の現実性△を見ることが出来た貴重な歴史的経験であった。権力機関としてのソヴェトこそは物質化しえなかつたが、実力占拠といふ闘争形態が一時的ではあれ、資本制の生産様式をマヒさせ、パリケード戦という武装蜂起の初期の段階としての近代的市街戦にまで発展したことを見なくてはならない。今後われわれは、もはやその二番せんじは出来ないが、だからこそ過渡期世界の革命の未完の光芒とくやしさを教訓化するという下向過程の任に耐えるであろう。必然の領域から自由の領域まで対象把握の目的意識性とし、帝国主義とスターリン主義による狭撃と両者の平和共存に耐えうる革命的思想の拠点を、唯物史観の古典認識（第一イン

ターナショナルの階級闘争の原基）と、レーニン・ボリシェヴィズ

つとつた戦後民主主義の擬制が終焉した現在にあつて、実践概念の意味をアレコレといくら並べたてもそれは所詮、合法マルクス主義の枠内でしかないのである。われわれは、更に、古典的概念の実践概念の核心を把握した上で、武装の根拠へと踏み出さなくてはならないのである。すなはち、いうまでもなく、6年10／16を経て5／15に至る一歴史過程以後、打ち続く主体的敗北と、帝国主義の腐朽性・寄生性の深部からの危機の現実形態的発現の狭間にあつて、われわれのより深く、より強固な再武装の根拠をきぐり、個的生存を対自性へとおしあげていかねばならないのである。その前提条件は、階級闘争の現実が投げかけた「血染めの一線」であり、これもまた現実が投げかけたところの突き当たった壁。この歴史過程の光芒とくやしさをしかと見極めることで、わが政治的飢餓の極北へ向かう垂直感覚の杭を対的にまず打ち建てる。ここから、「目に見える成果」から規定した活動ではなく、階級性とこれに基づく認識論を媒介に、敗北と危機という階級的壁へと切り込んでいかねばならない。この方法論として、われわれが過渡期世界と呼べる根拠をたぐらねばならないのである。そこに於いて、革命の敗北の根拠を、血にまみれた歴史的遺産として把え、そこにはや死に瀕せんとしている革命の魂の一かけらにでも触れたいと考えるものである。われわれは、革命のブルーカーでも合法マルクス主義者でも、またブルジョア民主主義者でもない。そう易々と骨の髄まで武装解除はしない。敗北を強制されたとはいっても、その危機の階級危機への転化の問題、武装と武装解除の根拠の問題を、われわれの時代に於ける諸問題との射程で検討していく、来たるべき武装の告知を呼び戻してやることこれが絶えず問い合わせていく

ムに代表されたロシア十月革命への道、プロ独から内戦へ向かうロシアの「革命の熔鉱炉」の諸問題、そして左翼反対派の政治的敗北の主体的反省とトロツキー主義の止揚等に対する再検証として表現していくであろう。

現在、破防法体制常態化の下、権力＝政治警察は、ブントをはじめとする多くの60年代の革命的諸組織を文字通り解体せしめ、日本共産党や革マル派や社民勢力をその腰元にすることに成功した。だがわれわれは個別に分断を強いられているからといって、かつてのリープクネヒトの虐殺や、トロツキーの頭上に振り落とされたピツケルの悲劇を許すこととはもはや出来ない。われわれの勢力は確かに革命的少数派であり、いまだスターリン主義者や社民勢力の跳梁を許してはいる。だが内的に復雑なパラドックスを孕む歴史過程は時に弁証法的ともいえるダイナミズムを爆発させるのである。これは唯一、帝国主義の下部構造に於ける不均等発展が階級的危機にまで醸成された時にのみ見ることが可能となるのである。そのときこそ、武装蜂起の条件性が、ブルジョア階級が最も怖れる暴力革命の嵐がやつてくるに違いない。もはや、方途を喪失した帝国主義の寄生性・腐朽性の極度の現実的発現は、恐慌か戦争しか選択の道はなく、このとき革命的危機に転化し、再びわれわれが武器を握りしめる政治過程が到来しよう。

かつて最も革命的であつたが故に現在も革命的に裁判闘争を持続している全国の無名・無数の兄弟達との、来たるべき革命的危機△階級決戦までの永続的な合言葉は、「分かれて進んで共に撃つ」ということである。少くとも私自身の△革命責任△は果たす決意である。

## 冒頭陳述

72年同志社大学学費値上阻止斗争に起點し、70年代世界を想定せんとした内容は、おのずから自らの存在基盤を包みこんでいたがゆえに、あくなき一連の斗いを併記しなければ語りえないものである。学費値上げにからまつて、我々が斗いとして行動提起してきたのは、まさしく、一連の社会政治動向の中において現状況に對する結果報告としての学費改訂案が支配秩序の変容を伝え、その秩序形態への移行を総力をあげてまとめてあげようとした教育産業資本家の権力總体につつかつていく斗いとしてである。斗いのジャングルと化している現代において、いぜん我々の道は迷路である。しかし、その密生した斗いの中に一閃の烽火を報いる必要があると同時に、現状況全体における一つの斗いの重要性の中にこそ、旧い枠から新たな大道への70年代の斗いの始まりがある。学費斗争の本質とは、いうまでもなく、大学總てにかかる学園斗争である。67年秋以降全国的な学生の一斉蜂起と市民・労働者による政治運動の昂揚は、帝国主義政府との一沖繩・三里塚斗争の激戦の中で、くり返し何度もトナリー政治対決として具体化されてきた。その重要な一つ一つの斗いの中で、我々は育ち成長し、70年代への画期点を全学無期限バリケードストライキ・学費値上実力阻止の斗いの中に生みだしてきた。学費改訂粉碎斗争に突撃した我々は、60年代からの学園斗争に一連して、67~69年三年間にわたる全国学園からの一斉蜂起を過去にほうむり去ろうとしている部分に対して、71年学費斗争は斗う部分の忘れ難い一コマとして焼きつけられたことを明らかにしておくと共に、我々にとつて革命の方法を選定するには及ばないまでも、確実にその中の革命の現実性へと一步近づく上にでも、我々がその現実

こと一このことに打ち固められた一個の人格として、当法廷に立ていくことを言ひ添えておきたいと思います。

以上の点を踏まえ、学費斗争のもつ意味について言つておかなければならぬと思います。学費斗争が、かかけた問題点は、まず第一に、学園での斗いが、帝国主義政府との対決・政治斗争の中で確固とした位置をもつことを決定的にした全共斗運動の成果を更に深化し、斗いに具体化するべき任務を帯びていること。第二に、学費値上げに対する反発の行動としてはなく全国学園斗争の総括の上に立つものとして斗いの過程・連続を歴史的にする必要とその指導の任務があること。第三に、帝国主義国内秩序再編の足がかりを築く政治的要を打ち碎く斗いが不可避であり、政治過程における重大な内容を有しているが故に、学費斗争は、値上げを期して展開されんとする教育秩序の再編を射程に入れたものである。第四に、教育政策の矛盾に対する自覺を軸にした学生の「値上げ」に対する怒りと大衆的決起を、明確に総再編に対決する斗いに団結しうる指導性と指導力をもつものへと、飛躍するそのダイナミズムに、我々は全総力をもつて結集するものであつたこと。それ故、我々は清算できえない斗いの過程をひきずりながら、現在塗りこめられた秩序の中に温床をはり、まつわりついている全ての改良主義者やリベラリストを一言の余地なく許すことはできないのである。『インフレ物価高』から『赤字経営』まで、なりふりかまわぬ「値上げ教育論」を看板に帝国主義教育は進められている。その中で、「学費値上げ」を善惡で片付けようとした部分を集めた日本共産党は、斗いの方法も分別できずに結局、警察権力・機動隊の出動をまつて「教育」を問題にしようというハレンチな行動いでいる。文部省政策のガードマンのごとく「社会暴力一掃」を唱えて、各県警察署に活動家リ

性をはらませて、当法廷に立てていくことを言つておきたい。

現在、容しやなく流入する秩序維持への思考は、明確に現状秩序のブロツクとして群形成され、権力支配の思考に丸抱えされている。恐しいことに、次々と芽を出す若い文化まで悪泥しく横流しされる。この根源は、いまも以下のことに根付いている。Br民主主義の支配形態が、法体系・裁判過程・現行秩序再編維持という合理性から凝縮している。まして、国家統制機構を総動員して枠組みされた法執行の権力支配が、いぜん国民収奪を基盤とした社会秩序を強制し、資金奴れい制社会を成立させている。資本主義体制を原則とする中には、種々の社会矛盾として散在しながらも、一切を「政策」強行と「法改正」それにうち統く行政執行の形態をもつて必至不可欠とし、國家的国民総合意が「一大政策」であるかのような逆頭劇をBr民主主義形態のつとつてやりとげるのである。

我々の斗いの本質に明確なのは、誰が悪いかなのではなく、歴史的必然を獲ちとる権力である。そこにおける行動にこそ思想が介在し、力の対決が存在する。我々は、執ように、支配権力との対決を試み、幾度となくその政治対決を連ねながら、70年代世界を征覇していく過程をたどつてゐる。そして、いま世界を覇う炎は、帝国主義者の侵略と収奪に屈せず、革命的民族の戦士達が放つアラブの戦火であり、ベトナムの戦火である。帝国主義Brの支配を許さず、占領地での銃撃戦・ハイジャック斗争とその攻勢は、70年代の革命斗争を代表している。それを指導するち密さと勇氣ある行動に、連帶する斗いは、韓国学生の決起そしてタイ学生の政府打倒への斗いと繰り広げられている。私達は、その斗いにかつさいを送り、更に大胆に70年代世界を想定し激斗の成果を踏みしめ大きく飛躍していく

ストを公表し、最後には、「告訴」なる手段をとつて帝国主義大学防衛をやつてのけている。これらの現象は、常識論を背景にした小心なインテリの行動を代表している。良心的、自由主義的といわれる改良論の思考からの一貫した行動様式である親衛隊は、秩序ブロツクの編成過程で必ずや現れてくるものである。改良主義は、絶えず斗いの歴史を清算することから生まれ、はびこるものである。我々は、学費斗争の本質をつけ、現在進行する秩序ブロツクの再編成を打ちくずしていく任務がある。一但、口をとざした、インテリ達のつぶやく「反省論」はもはや必要ではない。ゲバルト戦をやり抜いた同志・学友の牙こそ、その結集した力をみがぐことこそ、現在必要なものであると考えます。

以上の任務を帯びた学費斗争は、これ以降もダイレクトな影響力をもつて展開していくであろうし、打ち続く支配秩序の攻撃に対し、巨墨のバリケードと拠点の形成を生みだし革命運動の飛躍を担つて進んでいくものです。

当裁判は、斗いの中から「りんかく」を現わした権力の本質を斗いの場へひきずり出す一過程であり、大学当局を中心とするそれにまつわりついた腐敗物一切をえぐり出して、我々の傷口を更に広げるために、敢て立つた場所でしかない。痛みを分ち合うBr民主主義幻想の枠を超えた時点での対決として、世界の歴史的激動は、登場している。我々も又、その歴史的画期点の点に立つて、新たな時代を担う意志を固め、支配、差別、搾取の現実を塗り飾った現代資本主義の毒物たる者として、成長していかねばならない。当裁判のもう意味が、洗脳機関としての司法機構をもつてした弾圧処理である以上、我々の第一の任務は、我々の第一の任務は、起訴状に記された犯行事実の無意味なからくりを暴き、学費斗争の勝利をあくまで

追求していくことであると考えます。

#### 以上

#### 意見陳述

「きまり」なり、「法」なり、一つの秩序と秩序体形を構成するものが、たとえ「一般的」では在り得ても、決して「普遍的」でも「普通」でも無い事に気づくのに、大した時間も、経験も知識も必要ではありませんでした。私達にとつて、どう考へても正義であり、当然である事を、それを当然にも実際的な表現一行為一として、なうとした時、「きまり」なり「法」なり、それらは全て一つの立場の代弁であり、一つの立場にとつての正義であり、当然であります。明らかにそれ等は、「私達は、自らの利益と権利とを保障する、有りとあらゆる権力を私達が自らの手に獲得しない限り、私達は、自らの表現の何一つも為し得ないのだ」と言う、真理を私達に確信させる以外の何ものでもありませんでした。同志社大学に於ける、「学費値上げ実力阻止闘争」は、私達にとつて、正義であり、当然であります。逮捕され、起訴され、一ヶ月の勾留を経、「被告」として今、この法廷に立つ私達にとつて、自らが今、この法廷に立たされていると言う事が、何も「不当」だと思うのではなく、それは私達が、あなた方に単に勝てなかつた、私達が単に、あなた方に打ち勝つ力一暴力を持つてはいなかつたのだと言う、実に簡単な結論を引き出す事が、自らの今こう在ると言う立場の、最も正しい把握であると考えます。もともと、様々な様相を程して巧妙に加えられ、強化される、人民に対する分断一抑圧一管理一支配と、その結果、既成の事として存在するものの一切の打破を、自らと人民の団結一解放の為にと願つた私達にとつて、「法」と言う名の、今、

一リーを開く。それは「未来の勝者」たる私達の当然の権利であり、義務なのだから。問題は、私達が、どこで、どの時点で、如何なる方法で、あなた方を打ち破り、私達の権力を樹立するのか。課せられた様々な問題に対しても、私達が答えなければならないのは、それだけです。

#### 意見陳述

まず最初に私は学ヒ斗争を全精力を注いで斗つた者であることをはつきりと言つておきたい。

本公判に對して私の意見はまずこれまでの「政治裁判」がそうであつたようにこの公判自体が学ヒ斗争を斗つた者たちに對して敵対しているとしか見られないことである。その理由は、我々の学ヒ斗争が、大学の經營・管理の矛盾の蓄積の中から露呈したものであるにもかかわらず、大学のギ制の秩序一機動隊導入、ロックアウト体制を見よーの名の下にこの矛盾を一切陰ベイした形で学ヒ斗争に終止符を打つとしていることである。そして本公判はそういう学ヒ斗争の圧殺に精力的に加担しようとしているのである、それは、この公判がいかに民主的な装いをほどこしていくも、学ヒ斗争の思想的表現である明徳館死守戦、学生会館前の機動隊突破戦という事実、現実的行為に建造物不法侵入、不退去罪、公務執行妨害、傷害、凶器準備集合罪、建物不法侵入、不退去罪等々の法的基準を適用することによつてしか学ヒ斗争を抑えられない限り、学ヒ斗争が有している本質的な問題は決して解決しないどころか学ヒ斗争を機動隊という暴力装置を駆使して終エンシきそうとした同志社大学首脳陣と同一の視点に立つてゐることである。

72年の2月1日の学ヒ決戦から二年が経ようとしている現在、大

裁判長が依つて立たれている既成の事に、私達が抵触するのは極くあたり前の事であり、「そんな奴には、こうするのだ」と言う、「みせしめ」として、裁判長がこの公判を行なわない限り、あなたが判りの上での事だとは思いつつも、改めて、私の方から申し上げたと思います。「気持ちは判るが、方法がいけない」という発想は、私達に對する冒とく以外の何ものでもありません。眞に「変革」が何であり、「思想」がいかなる苦惱と、煩悶の積み重ねの結果として、「行為」にまで高め上げられるのか、と言う、真に問われるべき真摯な問題提起からの明らかな逃避であり、それ故に、それらがあたかも別のもので在るかの如く切り離し、「判決」という一つの結論を引き出し、それで事足りりとするあなたの嘗為は、愚劣であり、思想に對する陵辱です。もともと、ストーリーの帰結一判決のあらかじめ決められた「政治裁判」に、私達は、何人の夢も希望も託すものではありません。どの様な「田舎芝居」にもついて回る「どんでん返し」が、政治裁判に於ては、その責任者たる戯作者によつて書かれるのではなく、無理矢理出演させられた役者たる「被告」一人一人の苦痛と怨念によつてしか、一行も書き加えられる事は無いという、政治裁判の宿命を私達は、人民の苦痛と屈辱の歴史の中で知つています。しかしながら、私達は次の事もよく知つています。私達が、本当に斗い、勝利を収めなければならぬのは、この政治裁判といふ「田舎芝居」の舞台に於てではなく、奈緒の底たる、軍事に於てであり、政治に於てであり、学園であり、職場であり、街頭であり、権力斗争の全ゆる戦場に於てである事を。あなた方は、あなたのストーリーを展開すれば良い。それは、「過去と現在の勝者」たる、あなた方の当然の権利なのだから。私達は私達のスト

学の本質的な問題は解決しないままに、その本質的な問題と真正面から取りくんでいつた者たちだけが今なおこの場一裁判において問題とされており、そして、その学ヒ斗争の思想と我々をこの場に連れ出している一切の思想をハク奪した法とのハザマの中で斗わなければならぬ状態に我々はおかれている。この場一裁判において、私は学ヒ斗争の思想という側面をハク奪され、ただ行為のみの一側面によつて視られていてそれをひしひしと感じなければならぬのは、非常におかしいことではないだろうか。人間は決して行為のみを目的とした機械ではないにもかかわらず、この場においては故障した機械を点検するようななどが悪いのかという視線しか感じられない。行為とは、人間の意志、思想がぼう大な過程を経て表現として行為に至るものである以上、決してその過程を抜きにしては單なる事実主義にしか立つことができず、その事実が包含する本質的过程には触れえないことは明らかである、確かにこういった私の意見に對して「思想は自由であることは認めるが、その人間の行為が法に抵触する限り、思想を裁く基準が法的に確立されていない以上、行為を法的基準によつて裁かねばならない。」という意見があるかも知れない。私はこういった意見に對して断固として反対する。なぜならば、そういう論理には自ら裁く能力が欠落しているにもかかわらず、その欠落を権力にたよつて穴埋めしようとしている御都合主義のなにものでもないからである。これを具体的に言うならば、憲法としていかに寛容で豊富な人間の権利を唱えていくようと、現実に行使される法規は、憲法が規定している人間の権利を逆に規制するという矛盾に對する本質的解答がなされていないということである。現在の憲法がいかにたてまえとして人間性を強調していくようと、現実には、この公判を見ればあきらかであるが、現実の物的証拠な

どを材料にして、建造物不法侵入、不退去罪、凶器準備集合罪、傷害、公務執行妨害罪という一切の人間性＝思想性がハク奪された罪状を立証しようということにやつきになつてゐるではないか。私はこういつた現在の法＝司法権力が持つてゐる矛盾に疑惑を抱かざるえない。本公判はそういつた意味において、我々が成した行為を技術的に法規に照らし合せて刑罰を決定するための儀式にしかすぎない。

我々の学ヒ斗争は目的もなくある日突然に起つた出来事では決してなく長い時間の間に築かれた、我々自身の世界観にかかる問題なのである。その世界観を抜きにし、その行為を担つた人間の一側面をとり出してあれこれと論議するのは、非常に不毛なことだと思う。もし、それが正當だと判断するならば、それは、その判断を下す者の政策的な行動としか私には決して把えることができない。

今、この裁判がもしそのようなものでないといふなら、その根拠を明らかにして欲しい。裁判長が、私と私達に対する判断の基準を。

#### 「意見陳述」

一九七二年二月一日における我々の行動は、疑いをはさむ余地なく全く正当なものであった。あの行為は我々にとって当然とらねばならぬものだったのであり、軽卒であつたとかの批判は、全く不本意なものである。私個人に関して考えてみてもあの二月一日の行為は当然起つたものである。二月一日学費決戦が私の人生の中でポツンと遊離して漂つてゐるわけではない。私の生きてきた過程の凝縮された一コマにすぎない、学費決戦は私が三つの時から中学、高校、をへて大学に入り、為されたものであった。

#### 意見陳述

私は、二年前、全国の学費闘争が全ての学生の課題として闘い抜かれる中、同志社の全ての闘う学友と全京都の先進的学友の結集と結合をもつて、全国学費闘争の頂点としてあつた2/1学ヒ決戦を担つたことを、私自身の誇りとしています。しかし、過去の栄光への単なるよりかかりは、それを汚すことには他ならず、支配者への屈服を意味すると考えます。私達に課せられた任務は、私達の闘いの位置、地平を確認し、その革命的意味を掘り下げる中から、更に強固な、かつ更に戦闘的な人民の結合を獲得し、もつて支配者の全ゆる懷柔を粉碎し、更に支配構造を粉碎することであると考えます。

以上を踏まえて、私は学ヒ公判の経過を掘り下げ、その中で、私自身の考え方若干述べてゆきたいと考えます。

私達は、第一回公判以降、一貫して、かつ正当に、この裁判を階級裁判として把握してきました。決して、幻想、すなわち、検事側との論争を裁判官諸氏が正当に判断する、などというバカげたことは一度も考へませんでした。周知の如く、裁判所側の公判に対する方針は、「裁判」そのものに対する見解の相違を不問に付し、國家権力の暴力によつて保証された法廷指揮権をふりまわし、訴訟進行をまず進める、とにかく進めるということでした。そこで暴露されたのは、我々の納得を獲得しつつ裁判を進めようといふ姿勢は、裁判官の側にひとかけらも見当らないということであり、公判過程とは、裁判官にとつて、真理の把握などという美辞麗

その過程はどんなに曲がりくねつていようとも一本の線で結ばれたものである。逆に言えば私の生きてきた過去を振り返えれば、学費決戦は、必然的なものとして存在しているのであり学費決戦をぬきにしては私のこれまでの生活は考えられず、未来のことも考えられない。それゆえ学費決戦を社会的に不当だなどと言う者がいるなら、私はやはりその者に言わねばならぬ、「私にとつて学費の戦いが不当であると言われることは、私がこれまで歩いて来た道が全て間違つたものであると言わっているのと同じことであり、私の過去を無視し、中傷する者とは、全力で勝つための戦いをやるしか仕方がない。」と。

次に、私にとつて現在はアジテーションの季節ではなしにただ沈黙することしかできぬ季節に感じる。やがていつかは大きな声で叫べる日が来るかも知れないが、いま過去を含んだ現在を語らねばならないときに、私はただ沈黙することしかできない。現在は運動をやるにしても、生きていく上にも非常に困難な時であるのは、誰もが感じていることである。こんな情況の中で、ただ自分をみつめて自分の意識を、持続させるぐらいのことしか今の私にはできないが今はただくちびるをとじたいと思う。

最後に、もし日本が未だ滅亡に至らぬとすれば、既往の歴史はわれわれに教えている、将来のことは必ず屠殺者の予想の外にでるだろることを。これは一つの事件の結末ではない、一つの事件の発端だ。墨で書かれたタワ言は、血で書かれた事実を隠しきれない。血債は必ず同一物で償い返されなければならない。血は血で償還されねばならない。支払いが遅れれば遅れるだけいつそ高い利子をつけねばならぬ、筆で書かれたものに何のかかわりがあろう。

実弾の打ち出したものは青年の血だ。血は墨で書かれたタワ言で

句によつて飾られたまやかしでさえありえず、まさにムキダシの強権性をサラしても、とにかく形式を踏むこと以外の何物でもありません。私達の指摘した「階級裁判」の内容が、裁判官諸氏の自覚・無自覚に係わらず、こういつた形で展開されていることを見なければならないと考えます。

更につけ加えるならば、私達の逮捕事実は論理的には、機動隊と我々の衝突に発するものであります。しかし、問題は、どちらが先に手を出したのかということにあるのではなく、まさに、相対立する二者の存在そのものの中にあり、何故に両者が対立的に存在していたのか、そのことの解明抜きにして、問題の根本的解決はありません。にもかかわらず、本公判の如く、我々の一舉一動を極めて現象面的な見地から判断せんとする姿勢からは、問題の本質はおちこぼれ、あらゆる問題が、そのまま放置されてしまうのは明らかであります。そのことの中に、私達の指摘した階級裁判の事後処理と最終的弾圧の実体がさらけ出されていると考えます。

司法権力を担う人々が、無自覚的に犯している誤りは、次のこと根源を持つと考えます。すなわち、資本主義の発生という歴史過程を現実的な根拠として生れた資本主義的イデオロギー、ブルジョアイデオロギーをストレートに固定的に把握することにあると考えます。そこにおいて、ベースとされる世界観は、資本主義の初期に多くの思想家が誤認したような、平等な人間相互の競争による市民社会の円滑な運営というバラ色の世界観に他ならない。しかし、資本主義の発生発展の過程が、そうした思想家を歴史の遺物とした事実は何を物語るのかを理解せねばならない。資本主義の現実の発展は、その理念とは裏はらに、労働者の血と汗を要求してきた過程であった。それに対して、△法の前の平等△という理念に安住し、現

実を直視することなく人民を断罪し、もって階級弾圧の機關として生きながらえてきたものこそ、司法権力に他ならない。

人民の血で書かれた資本主義の歴史を、人民自らのものとする闘いを、私達は支持するし、私達の闘いもそうしたものと/orたと確信する。私達の闘いは、私達の闘いの意味・内容を理解しようとしない、裁判所などに総括・深化・断罪される種類のものではなく、人民の闘いの歴史のみが私達を評価・断罪しえると考えます。にもかかわらず、あなたたちが、ブルジョア的な正当性をもつてむかってくるならば、私達は人民的正当性をもつて迎えうち、更に確実な反撃を展開するであろう。

裁判官、並に、検察官諸氏、最後に以下のことを無駄と無意味を百も承知の上、蛇足ながらつけ加えておきたいと考えます。現代においては、犯罪を犯さないということもまた犯罪の名に値すると考えます。

#### 意見表明

まず最初に我々は今まで一貫として我々の立場をのべ、あなた自身の立場を追求してきたにもかかわらず、裁判長は一切まじめに答えるようとしないし、それにまして強権的な公訴指揮で我々の発言を封じこめてきたことに対し抗議したいと思います。

この裁判が最初から分割、分離の強要、として司法権力の露骨な意図を表わし、この学費闘争の全過程と思想性を一切切り離して、單なる一暴力「事件」として事後的、完結形態としてあるということ。そしてあなたがたは行為の「大きい」か「小さい」かの基準として、最初から法を犯した者としてレッテルをはり、この裁判の過程において

と結合して行くとして全人民的政治闘争を学園闘争に持ちこんでくるという明確な目的を持ち、学費値上げ阻止一白紙撤回というスローガンの下、学校当局と対峙したのである。しかし学校当局は同志社二万弱の学生の学費値上げ白紙撤回という要求を一切無視し、警察力・機動隊を導入し我々が作ったバリケードを破壊し、まじめな、心ある学生を大量逮捕し露骨な弾圧をかけてきたのである。このことをみれば誰が正しいのか、誰が次の世代を代表しているのかはつきりしている。何故我々が公判において屈辱を受け、裁かれなければならぬのか。裁かれるのは学校当局一権力ではないのか//それにしてへ中立づら//をし権威にあぐらをかきブルジョワ民主主義の最高の府としてある司法権力をかきにし、暴力で自らの解放に向けた労働者、学生の闘いを裁こうとするあなた自身を最も許すこととはできない。

我々は我々の戦闘宣言でも明らかのごとく学費闘争の全過程を教訓化し同志社教育ブルジョワジーの意図する学費値上げから田辺町移転同志社五万人構想を打ち砕き、この公判闘争を通じそのへ中立的立場▽というレーベンを一枚一枚実質的にはがし刑事事件として裁くことに対し我々の思想性と政治性で対峙して行くつもりである。我々は多くは語らない。語る必要もない。毎回の公判で受けた屈辱を一身に受け、それをいつの日か何十倍、何百倍の復讐心でおかえしすることを表明しておきたいと思います。

#### 意見陳述

国家権力－京都府警－同志社教育ブルジョアジーによる、70年代教育学園斗争に対する未曾有の大弾圧、2・1同志社大学々費決戦からすでに一年半を経過し、ここに存在する我々10名（の被告）は

いて基準にてらしあわせ、どれほどの刑を下すのかということをするつもりではないのか!! そこには一切闘いの正当性や思想内容や学費闘争の全過程を一切みることができないし、ただ単なる刑事事件として裁こうとしている。

なぜならば、あなたがたのよりどころは法の根拠としてある秩序総体であり、この秩序は資本主義社会における強い者が弱い者を支配しようとするなものでもない。この秩序に根拠をおく法は強者の論理以外なものでもない。だからこの裁判で闘いの正当性や、思想内容、学費闘争の全過程をあなたがたがまじめにみればみるほど、あなたがたの考えている△中立的立場△が崩壊せざるをえない。

71年秋における学校当局からの学費値上げ通告、それもたつた一枚の紙切れで同志社二万弱の学生に対し通告してきた。1月11日における大衆団交において、学校当局の学費値上げの理由がおなじみの「赤字だから値上げする」という彼等にしてみれば最も単純明瞭な回答としてあるが、我々はそれほど「おひとよし」ではない。彼らの意図する内容は、そうゆうところにあるのではなく我々に対する徹底した大衆収奪であるとともに、国家のための大学として学費値上げを更なる踏台にその再編、強化をなさんとしており、帝国主義の腐朽性、寄生性の矛盾の教育への転換としてあることをはつきりみてとることができる。このことを大衆団交や、学生大会、ストライキにおいてこのことを学生に暴露しきおしとよしの連中がいふ学費値上げの幅を下げるとか、学費値上げ反対という一般論と決別し、徹底して個別闘争、学園闘争を闘う中から全人民的政治闘争

起訴状の意見表明にあたり、いまあらたに何故この法廷の前に存在し、まったく、もの言わぬ壁に向かつて話すようなブルジョア国家の強固な幻想性、裁判過程の中で、何を主張しつづけなければならぬのか、統一被告団として更に意見の表明をしたいと思います。

一体、我々、学費決戦統一被告団にとってこの裁判過程の大前題として、國家権力－検察庁の「起訴」そのものが問題であり、この不当性、でたらめさの限り、「公訴」という名をまったく恥じない恥じらさずさは、國家権力－検察庁－同志社教育ブルジョアジーの同志社大学々費斗争・学生運動に対する、未曾有の大弾圧の基準であることを、この間の数回にわたる公判の中で何度も明らかにして来ました。

もとよりブルジョア法における「起訴」が、最も完成させられた現代ブルジョア国家がおこなう被支配者階級への最高の抽象的、幻想的政治弾圧の形態であることは言うまでもないし、政治弾圧一起訴の後には、政治裁判、階級裁判としての「有罪」を前提した「茶番」ブルジョアジーの弾圧の最後的完結過程がひかえているのである。我々はブルジョア市民主義者が、もつともらしく語る「司法の反動」や「司法権力のファシシズム」などとは、もはや語らない。「不平等を達成する平等な可能性」という、ブルジョア社会の基本的原則を、あらゆる上部構造にそびえ立たせた、現代ブルジョア国家は、司法もまた、この原則を貫徹する、ブルジョア独裁下の一機関にすぎないことを、我々は、何よりも、自ら権力の重みに耐え抜く中で知っているからである。

では一体、我々は学費斗争にかけられた、大量逮捕・大量起訴・階級裁判の暗黒のブルジョアジーの弾圧過程の只中を、ただひたすら、ブルジョアジーに捕獲された捕虜のごとく突き進まなければな

らないのか。

あらゆる側面からブルジョアジーに制約され、喝されつゝも、満身の怒りをとぎすまし、斗い抜き、抵抗すべき意志が、我々はある。我々は、あらゆる方法、戦術、手段を駆使し、この戦いに永続的に決起し、貫徹し抜くであろう。

そして、この我々の戦いを一層奮い立たせる根源こそは、国家権力＝検察庁の「起訴状」に他ならないのである。このたった数行の駄文は、我々に満身の怒り、戦う意志を注入させてくれるのである。この「起訴状」は、60年代型政治弾圧一起訴状とは様相が異なりブルジョア刑法の構成要件に、ぎこちなく、だが、むきだしの政治弾圧としてあてはめている。しかし、これは単に、京都地檢の無能力さで解決できるものではない。

もとより現代ブルジョア国家＝ブルジョア法の原則は、あらゆる思想の表現としての行為事實を、事實が内包している本質的過程を抜きとり、故意に裁判の対象にもちこみ、「起訴状」として還元し、縮少し、あらゆる思想的動機付けを欠落させるのである。

憲法に保障された「思想の自由」とは、個々人の思想内容＝観念世界には立ち入らないが、思想のあらゆる過程の表現としての行為は、これを分断し、ブルジョアジーの「行為」としてのゲバルトを使用するという本質を持つているブルジョア民主主義の原則的規定である。だが、たつた数行の貧弱な文章書き国家権力＝検察庁の「起訴状」には、これらブルジョア民主主義の諸原則を維持するのがやつとであるようだ。彼らには「学費斗争」の「が」の字も、彼らなりに書く余裕もなかつたし、もしくは、彼らのむきだしの論理が行間を埋めそうで、不間にせざるを得なかつたのである。たつた数行の起訴状は、70年代、日本階級斗争の地平がより非和

我々統一被告団は、まったく不當な、政治弾圧としての「起訴」と、このでたらめな「起訴状」に根拠を置く公訴事由でもつてへ被告▽の名を語り、この法廷に存在するのではまったくないことを再度明らかにしておきたい。我々の目的は、國家権力＝検察庁の不当な起訴一起訴状を粉碎し、「学費斗争」の眞の成立を、その思想的本質的過程を、我々の側から立証せしめることに他ならない。我々が、更に、これ以降の公判に渡つて展開する意見陳述の第一の意義はここにある。そしてまた、我々にとって「裁判」とは、このようないかしながら、当京都地裁は、この間我々のこのような裁判に対する一貫した問い合わせ、姿勢に、何ら答えないばかりか「被告」の主張をまったく無視し、逆に國家権力＝検察庁の起訴一起訴状を追認し、政治裁判＝階級裁判として、治安弾圧の最高機関の役割をますます果していると言わざるをえない。

昨年7月、いわゆる明徳館グループと学館グループという分離分割裁判の強要は、学費斗争を戦つた、すべての学友を單に起訴状の形式どおりすなわち、行為のみを裁き、事後処理的に法を適用せんとする京都地裁の階級的本質を、もつとも端的に示しているのである。分離裁判以降、1年余りの公判の遅延は「被告」に膨大な不利益をもたらしたし、何よりもこのことは京都地裁の反動的本質の所産であるはずである。そして、現在も、この本質は、まったく変わつてはいないと言わざるをえない。

もはや我々は、とことんまで闘い抜き、主張し、徹底的に敗北の苦汁をなめつゝも、この法廷でも、また闘い抜かなければならぬだろう。闘いの後の事後処理として、我々を単なる刑事事件の被告としてブルジョア法を適用せんとする司法権力のあらゆる攻撃に対

解的に前進しており、ブルジョアジーを追いつめ、自ら創り上げたブルジョア諸原則の幻想性の破産を認めはじめている証左を指示しているのである。我々は、これからも何度も何度となくこの起訴状を読み返し、そこに満身の怒りを注入し、一切の幻想性がくづれ、国家権力＝検察庁が「ほんとうのこと」を語るとき、被告のカラをぬぎ捨て、ブルジョアジーの階級的危機を、帝国主義打倒、権力奪取、真の労働者階級解放の闘いとして闘い抜くだろう。

それでも、このような「起訴状」の公訴事実の範囲で「一体、何が語られていると言うのか。

6△被告▽に対する「起訴状」によれば『被告人は…共同して危害を加える目的を持つて…云々。』と記載している。

「目的」とは何なのか。「目的」とはあくまで思想的な意志の表現であり、思想的な契機と、その動機付けの根拠があつてこそ、「目的」という言葉の概念が生まれる。我々にとつて「目的」とは同志社大学の学生大衆、のみならず、当時全国教育学園での学生に対する大量収奪、授業料値上げと、それに共ない教育を学生の一層の抑圧と管理、差別の体制にせんとする教育ブルジョアジー、帝国主義ブルジョアジー総体を打倒する以外の何物でもなかつた。数ヶ月にも渡る大学当局＝教育ブルジョアジーとのねばり強い闘いが、その「目的」を動機付ける思想的表現行為の過程であつたのである。

また、同4△被告▽に対する「起訴状」には「山本から退去を要求されたにもかかわらず、退去しなかつた。」と、たつたこれだけの骨子しか記載されていない。行為事實すらも満足に語つていない。何故、山本が退去を要求しなければならなかつたのか。何故、退去しなかつたのか。彼らなりのブルジョア法の諸原則からも語ろうとしないのである。

する闘いである。

我々はどのような闘いであれ、発端の盛り上がりから、敗北後の孤立裏における過程をあらゆる権力機構の只中で最後まで、徹底して貫徹し抜くことこそ、もつとも重要であると信じるからである。そこには「学費斗争」とは何であつたのか。労働者階級の眞の解放とは何か、権力とは何か、権力に敗北するとは何であるかを語るすべての問題が秘されているのである。

意見陳述第二の意義は、このよろんな我々の、更なる闘いの戦闘宣言であり、その第一歩である。

我々の本日の公判においての意見の表明は国家権力＝検察庁の起訴一起訴状をめぐる、我々の裁判に臨む立場と、闘う意志の表明であつたと思う。今回の公判がいわば総論的部分にあたるならば、この、でたらめな「起訴状」に対し、我々の△正當性▽学費斗争の全過程、全内容を成立せしめ、次回公判において更に意見の表明を行つていきたい。

## 各論

### 意見表明

司法権力—裁判所は我々に不当な前提の下での裁判を強制している。それは第一に同大学費斗争が71年6月から一貫して斗われ、当然のことながら、過去に於ける運動の敗北の重みを背おいつつ2／1学費決戦を頂点として斗われ、斗いの継続の中での内的な過程の一つの飛躍を勝ちとるべく必然的に出てきた「竹ザオ」、「石」という具体的なものを、逆にその物を具体的な証拠として「暴力事件」の根拠を成立せしめ、斗いの過程を歪少化することによって全体として構成しなおし、「暴力事件」のイメージを完成させるというものである。我々はこのような前提そのものを拒否する。権力は「暴力」を歪少化している。67年10／8羽田斗争の中で体現された「組織された暴力」の地平は、現在「暴力」を技術にまで高めあげ「軍事」として語らざるをえない段階へと押しあげている。彼ら権力—司法権力は、この事実を徹底して陰蔽し、何ら説得力のないだ文II起訴状としてしか展開しえないのである。しかしながら権力—司法権力は、自ら展開しえない論理をふりまわしつつも実際には、その論理に依拠していない。それは、大量逮捕—大量起訴—長期拘留という東大裁判以降の司法権力の動向にあらわれているし、三里塚9／16機動隊セン減戦に対する報ふくそちたる青年行動隊への権力—司法権力の集中弾圧に極端に示されている。更にこの裁判が前提としている第二の点は国家の暴力を不問にするという大前提の中でのみ本裁判が行なわれるという事である。「国家はけつして外部から

れている。それどころか学費斗争から政治性を奪いきり、学費斗争の諸前提を切り崩す中で一刑事事件におとし込めていかんとする権力—司法権力の意図は何らかわっていない。72年2月1日同大学費決戦を頂点とする学費斗争の過程で、我々が学生大衆を我々の側に結集させ、学校当局との矛盾を極限にまでぎよう縮せんとした時、権力—司法権力が学校当局の側についたということ、この点をぬきにしては、本裁判に出席した、検事、裁判所、我々の関係もありえない事を確認しなければならない。我々は学費斗争とは一体何であったのかという、学費斗争の中に於ける我々の立場を鮮明にし、あわせて何もいわぬ権力—司法権力が貫して立つ位置がいかなる点にあるのかという事もその中で明らかにしておきたい。この展開にあたり、「中教審」—築波、田辺町移転、学費等を分折する中でそれらの点を明らかにしたい。

### ◎ 中教審の出されてきた背景

第二次世界大戦後、米帝国主又は豊富な金蓄積を基礎としつづルII金体制（IMF体制）とそれを基礎とした「自由多角無差別貿易」としてのGATT体制による世界資本主又一元支配構造を確立した。しかしながら米帝の高度な技術開発の優位性と生産性の優位性をもつて資本主義圏内に於ける水平分業体制を定着せしめんとした前述の構造は先進資本主又国を中心とした著しい技術革新の風と各国独自の産業構造の形成の中で世界資本主又の不均等発展を促進せざるを得ず、日本、西独等敗戦帝国主又の経済的拮抗と各国資本主又経済の持続的拡大と不均等発展に大きな基礎をおいた各國国際収支の不均等拡大は米帝の経済基盤と対決する傾向を内包していた。

社会におしつけられた権力ではない。同様にそれはヘーゲルの主張するように『人倫的理念の現実性』でも『理性の形象および現実性』でもない。それはむしろ特定の発展段階における社会の產物である。それは、この社会が自己自身との解決しがたい対立に分裂したことのみからはらいのける力のない和解しがたい対立に分裂したことの告白である。ところで、これらの対立がすなわち相争う経済的利害をもつ諸階級が自己と社会とを無益な斗争のうちに消耗させないためには、この衝突を緩和し、これを『秩序』のわく内にたもつべき外見上社会の上に立つ権力が必要となつた。そして社会から生れながら、しかも社会の上に立ち、社会からみずからをますます疎外してゆくこの権力が国家である」「国家は階級対立の非和解性の產物であり、その現われである」という言葉や、「現代国家の憲法をとつてみたまえ。國家の行政をとつてみたまえ。集会または出版の自由をとつてみたまえ。『法律のまえでの市民の平等』をとつてみたまえ。一そうすれば諸君は誠実で意識あるすべての労働者によくわかつてゐるブルジョア民主主義の偽善を一步ごとに見いだすであります。たとえどんな民主主義的な国家であつても『秩序が破壊さればあいに』すなわち、じつさいには被搾取階級が自分の奴隸的地位を『破壊』したり非奴隸的にふるまうことをくわだてるばあいに労働者に軍隊をさしむけたり戒厳状態をしいたりする可能性をブルジョアジーに保証していない憲法上の抜け道あるいは保留条件の存在しないような国はひとつもない」という言葉は我々が受けている本裁判の一貫した過程の中で常に成立している。裁判所—司法権力は、我々に頭初、「分離」権力裁判を強制してきた。今、事ム的には統一併合審利になつたとしても、「分離」を強制され一年有余の間被告団に多大な犠牲を強いた権力—司法権力の責任は一切不問に付さ

する。侵略的な植民地政策とその上でのプロツク経済が僅かに生産の発展を支え、植民地市場の争奪をかけた帝国主又戦争がその特徴である。そして国際経済は広域性に欠けインフレーションを必然化させ国内市场を狭める方向に働く。そして階級情勢の激化は帝国主又戦争に対する斗いとともに革命戦争に発展せざるを得ないが故に今日の兵器の発展ともあわせて国際ブルジョアジーは商品競争と共に協力をも支配の手段とせざるを得ない。そしてその限界性を理解していながらもなおかつ帝国主又間の70年代戦略の意図は労働者国家群に対する包囲であり、自國先進国内人民に対する抑圧である。このような世界資本主義の苦痛に満ちた矛盾の引きのばしに対し、ソ連は社会主義建設の大道の行き詰りを、「一国社会主義建設の定式化から現代過渡期世界の現実と任務を放棄し経済、政治的政策としての平和共存体制を打ち固める中で社会帝国主義へと転化している。しかしながら一九六〇年の中ソ論争の開花以来、アジアに於ける反米帝統一戦線の武装陣型の構築は、戦後革命を完遂した中国を中心としつつ、米ソの平和共存の幻想を打ち碎き、後進国民民族解放斗争を媒介とした新たな世界史的階級斗争の激化と煮つまりの時代へと突入していることを確認すると同時に帝国主義間の戦略を超越するアジア反帝統一戦線を現実的運動として促えた中国を断固として評価する必要があるだろう。そして帝国主義の矛盾の引きのばしと、労働者国家群の包囲の最先端に日帝が位置しているが故に、日帝Brは全世界Brによる主要な戦略要請を浴び自らの生命線として様々な形で登場せざるを得ないのである。池田内閣以降の高度成長政策は、部分的インフレを呈しつつもベトナム特需と米国内を初めとする先進国内部に機械工業を中心とした進出に於ける世界経済体制（ヤルタリジユネーブ協定||米帝一元ドル支配||世界先進国水平産業）の

◎ 資本制社会に於ける大学一学生の位置への視点  
資本制社会に於ける教育の意味は、資本の自己増殖剰余価値の拡大・再生産を維持すべく労働力を育成することにある。つまり、同時代の支配的な生産構造を維持し、より効率化するには、その生産機構にやがて組みこまれる諸個人にどのような質の教育を与えるべき量をつくりだしたらしいかという視点から、教育内容制度が規定される見えないからである。しかしながら支配者階級||ブルジョアジーは、有効な労働力確保を自らの支配の中に組み込みつつ行う必要があり、たえず現実的に対立するところの学生の特殊利害をブルジョアジーの学生にとって「よそよそしい」「独立な」利害を幻想的な共同利害としておしつけざるを得ないし、総資本の人格的表現たる日本帝国主義の幻想的な「一般」利害による実践的な干涉と制御を必要とする。それ故、第二に教育に於ける支配イデオロギーの注入と、それによる国民集約の点から見てゆき必要がある。更に、資本は、技術革新を通じて分業関係を再編し資本の有機的構成度を高度化する。そしてそれに伴つてプロレタリアートを「社会の中の一つの細部、機能にだけ適応した人間」へと落しこめる。しかししながら、現在、近代プロレタリアとして必要最小限の教育として、実現された初等教育の義務化に引き継ぎ、生産形態のより一層の高度化、緻密化は高等教育まで労働力の再生産に必要としており、そのような「部分的な歯車としての労働力の育成」と「産業構成の高度化に適応できる労働力の育成」という矛盾の中で支配イデオロギーの注入が大きな意味をもち、とりわけ産業構造の転換期においては教育が資本の延命の最重要環として存在しているが故に、教育政策が政治路線を背景とした教育路線としてだされざるを得ないのである。我々は、労働力の再生産と支配イデオロギーの注入が

同時代の社会的要請との関係に於いてどのように果たされてきたのかという視点から戦後に於ける教育をみてゆきたい。

### ◎ 日帝の動向と教育政策の変遷

一九五〇年朝鮮戦争勃発による朝鮮特需を契機として日帝は敗戦による崩解から復興し、鉄鋼、重化学工業を中心に急速に技術革新が進展した。そして中教審が朝鮮戦争以降の日本資本主義にとって必要不可欠な教育再編として登場した。六〇年六月、日帝は安保を改定し、米帝との反革命同盟の下で自らの力をたくわえていった。更に六五年「日韓」条約締結をもってアジアへの侵略を開始した。財政投融資の増大による高度経済成長がその背景である。六〇年十一月「所得倍増計画に伴う長期教育計画」等、経済審議会は次々と答申をだし、「技術革新が求めているのは初等教育や前期中等教育を超える後期中等教育であり、すなわち完成した中等教育である。」とし、具体的には「理科教育の拡充整備」「産業教育の拡充整備」「理数科、職業課程の教育の獲得と内容の充実」など鉄鋼、機械石油等戦略基幹産業部門の高度化に適応しうる労働力育成を追求している。即ち「所得倍増計画」をもつて日帝が自らの方向性を先進国貿易の拡大と国際競争力の強化を目的とした技術革新と独占と集中、合併として定めたのであり、資本主義経済に計画的投資をもつて介入し、経済成長を成したための経済計画の一環としてこの計画教育を提出してきたのである。更に同審議会は63年「経済発展における人の能力開発の課題と対策」について答申し、能力主義の徹底化を全方面におし出しつつ、後期中等教育の徹底化と多様化を成し切らんと

した。即ち 61 年、5 年制工業専門学校の創設、62 年～63 年の戦後ベビーブーム層の高校入学を契機に各地で工業高校を中心とした職業専門学校の新增設、66 年までに国公私立 4 校として「戦後の教育改革は画一化の傾向があり、多数な人間の能力を発見し、系統的効率的にのばしていく」という面においては問題があり改善を要する。」

とし、学校制度、教育内容の効率化を能力主義によるハイタレント、多様化された労働力育成としておだし、その環を六六年中教審「後期中等教育の拡充、整備について」の答申の別記の中の、「期待される人間像」として出している。これは日本民族という「一体感」の強調と「世界に開かれた日本人」という国民性の優位の強調や、「自己の能力開発が社会の幸福につながる。」「社会秩序の重視」にみられるブルジョアジーへの忠誠と能力重視などとしてある。しかしながら過剰な設備投資は過剰な生産をもたらし、これと相対的労働力不足に基づく賃金上昇とが相まって利潤率は低下し、同時に米国のドル防衛政策によつて輸出がおびやかされ国際収支の悪化をまねき 6 年～5 年の不況へと突入していく。これをうけて「所得倍増政策」は修正を余儀なくされ、「中期経済計画」が提出され、利潤率の低下には合理化の強化、設備投資の調整・過剰生産、過当競争の防止のために大型合併をも含む行政指導の強化、公共投資の拡大による財政需要の増大として対外的には市場拡大を求めての東南アジアを中心とする後進諸国への経済進出・侵略を開始した。六五年「日韓条約」締結をメルクマールとして商品輸出から資本輸出へと転換し、経済侵略を開始した日帝は不可避的に国内の産業構造、権力形態の帝国主義的再編を余儀なくされた。更に六〇年代後半のインドシナ革命戦争の勝利的前進による米帝のアジアからの一定の後退→日米反革命軍事同盟の再編強化と七二年五一五における沖繩施

政権返還をメルクマールとした日帝の東南アジアに向けた侵略反革命体制構築の中にあつて日本帝國主義ブルジョアジーの教育の帝国主義的再編攻撃が七〇年代初頭の全国一斉学費値上げであり、今秋「築波」制定、七四年「新大管法」制定策動である。

#### ◎ 中教審 23 回答申

日帝 B の七十年代教育政策の骨子をなすのは 69 年「大学治安立法」七二年「中央教育審議会最終案」、今秋制定された「築波」、来春「新大管法」制定策動である。六十三年、経済審議会のだした「経済发展における人的能力開発の課題と対策」に示される、経済面から教育投資論と経済合理主義を踏承し、70 年代日帝 B の政治路線、貿易市場確保・アジアへの再侵略に沿つて現在の学校制度を、多様化、種別化し、学校体系を産業界の各種の労働力需要に見合う選別機関として再編成をめざすのが「中教審最終案」の基調である。

#### ⑦ 高等教育の多様化（大学）

○ 短大の職業型、高専設置による即戦中堅労働者の養成。○ 目的専修型 大学院設置による高級労働力の養成 ○ 総合領域型、総合力に富んだ労働力・中堅監督労働力の育成 ○ 専門体系型研究院設置による研究者の育成 これを機能的に成しきるため、教育組織と研究組織を分離し、各コースの特徴に応じることができる体制を成立させ、教育内容においても一般教育科目の削除、各専問コースに必要な基礎教育科目を重点的に初期の段階で教授するといった改革が進行しつつある。

○ 資格認定制度の導人と労働者の再教育制度の確立、学歴重視から能力重視への移行とそれを評価する資格の付与、大学院、夜間大学、通信教育の拡大とあいまつて放送大学の設置、高等教育機関、

#### 職業訓練所、夜間高校などによる大規模な再教育制度の確立

② 小学校→高校に至る、教育総体への再編、B<sub>r</sub> は大学の制度改革のみならず、小学校→高校に至る過程の再編までも必要としている。即ち、ハイタレントとしてふさわしい能力、適性を備えた人材を早期に発見し、ハイタレントとしての能力をもたぬ人材は能力、適性に応じた「部門」へと振りわけるというものである。更に 6・3・3・4 制への検討もおこなわれている。

③ 産学協同路線の強化、具体的には、○ 学長副学長を中心とする中枢的な管理運営機関の設置とその権限の明確化、そして管理運営機関に学外有識者を加えること。○ 教員に学外専門家の参与を求めること。○ 共同研究、重点研究の重視。○ 大学院の設置、通信制、放送大学による「労働者の再教育制度の確立。○ 国庫負担の拡大、私学の法人化による、国家の私学への管理、支配権の確立として行なわれんとしている。

◎ 同志社における学費一田辺町移転 II 大同志社構想について  
同志社 B<sub>r</sub> は、72 年学費値上げをもつていかなる再編を成さんとしたのか、経団連・商工会議所 etc の独占 B<sub>r</sub> が八七〇年に「経済審議会」答申で出した内容は、工学部の充実と実習時間の増大→工学部系の実習工場としての役割。○ 技術革新に伴う理科学部の増設→総密化された技術指導。○ 専門学校の充実→下級労働者排出。○ 社会科学系の統合化→法・文・商・経 etc の一般化→要請しうる内容を展開するべく、学生及び父兄である労働者、大衆からの搾取と経済界、産業界からの援助金による莫大な予算で田辺町移転の強引な意図を策している。百周年委員会は（構成は校友会、社友、同窓会、教職員）記念行事の主軸に、田辺校地における「十学部五万人構想」を

七一年度、百周年委員会議事録に次の様に提出している。即ち、  
「総合研究施設建設 一、理学部・薬学部の新設（将来医学部新設）  
一、神学部・文学部・社会系の統合的再編 一、法・経・商学部の統合一  
般化、一、海洋工学部・宇宙工学部の新設 一、田辺校地の全同志社系  
学校の統合 etc としてである。田辺は、同志社学園都市としての関西  
における重要な位置をしめんとしており、更に日本経営者団体連盟  
等、産業資本の教育機関への要請として産学協同路線を明確に打ち  
だしているのに対し、同志社資本が移転計画に伴つた近鉄資本との  
ゆき着（三山木、興戸両駅の改造三山木駅を急行停車駅とし、両駅に  
はおりかえし線の新設、丹波橋駅の大改造→丹波橋→京都間のスピ  
ードアップの実施（田辺の土地と基本問題））その利益の見返りとし  
て近鉄は非常に安価で田辺の土地を同志社法人に売り渡している）  
や関西電力とのゆき着（「関西電力株式会社が田辺町に変電所設置を  
計画し、これが近鉄の電力必要事情と並行し検討されている（田辺  
の土地と基本問題））に見られる如く、産業資本とゆき着を深め、田  
辺町同志社学園都市の強行実現の結果、産業資本に最も忠実な大学  
・ 学生へとおどし込め、中教審のモデル校へとおとこめつつ、  
侵略の後方陣地として大学を打ち固めんとするものである。商業  
高校廃止決定、II 部廃校策動は、田辺町移転への前じようである。  
我々は、今まで同志社大学一法人同志社がその方向性を中教審の先  
取り一田辺町移転 II 大同志社構想においていることを見ってきた。で  
あるならば、72 年学費値上げも明らかにこの一環としてあることは  
明白である。同志社 B<sub>r</sub> が田辺町移転を口では否定しつつも、それには  
かかる幻想をも学生に与えることができず実際の行動、策動はす  
べて田辺町移転を軸に行なわれるが故に、田辺町問題に関しては一

年学費値上げは大衆収奪であると同時に、田辺町移転に向けた一還を成している。更に学費値上げそのものの中で、学長の下に権力を集中し、教授会を学長の追認機関へとおとしこめていった過程そのもの、すなわち教育の帝国主義再編過程としてあつたことを確認したい。

#### 冒頭陳述

我々は、2/1に凝縮された学費斗争の決着を法と法廷という限られた空間で決着づけようとしているのではない。2/1後のブルジョア商業新聞をして「警職法5条の乱用」とまで言わしめた京都府警の行為に対し、法と法廷の枠内での「民主主義的勝利」の為だけではなく、あくまでも学費斗争を闘い、更に現在も闘わんとするこの当然の権利とそれを防衛せんとするためにこそ前回からの冒頭陳述があるのだと確信します。この公判闘争の決着は、唯一ブルジョア民主主義秩序を破壊せんとするプロレタリアートとその利害を代表する部分の革命的闘争の前進によつてのみ可能となるであろう。我々が「被告たらん」とした過去と被告である現在を規定する諸前提との位相に於いて、法廷とその延空間を構成する仮装者達一裁判官、書記官、廷吏、検事をして被告と傍聴人との間に介在する「法と民主主義」とは一体何であるのか。このことをまず最初に明らかにしていかねばならない。

だが、我々は没階級的、抽象的な学問領域における「國家論、法、民主主義」にア・プリオリに接近を試みるのではない。我々がかつて国家にいどみ国家そのものを問わんとしたことは最早、ブルジョアジーが許容するような「サロンでお茶飲み話」ではないからである。(マルクス)ここにおいて最も重要な問題は、人間を自然との關係で区分した後、この人間と人間との關係で把握していくことなのである。即ち、人間一般を物一般との關係で論じても意味をなさいのである。人間と物との關係、及び人間と人間との關係を歴史的現実的な過程の中で論じていかねばならないのである。では、人間と人間との關係、人間の状況は何を問題とすることで理解できるのであるうか?それは「私有」と「分業」ということを問題にすることである。だが、資本制生産様式の下での「私有」「分業」は一般的に論じられない。資本制生産様式の下では「資本所有」「資本の形態変化」……即ち、資本との關係で「私有」「分業」を問題としていかねばならないからである。

分業の種々の発展段階はとりもなおさず所有の種々の形態にほかない。「分業の段階は個人相互の關係をも規定しているのであり、人間が自らの生活手段を生産する方式は、再生産されるべき生活手段の性状に規定される。だが生産のこの方式は諸個人の肉体的

ある。なぜなら、人間的思考に對象的な真理が到来するかどうかという問題は、一なにも理論の問題ではなく実践的な問題だからである。実践において人間は、かれの思考の真理性、即ち、現実性とか此岸性を証明しなければならないのである。思考の現実性あるいは非現実性についての論争は一この思考が実践から遊離しているならば一まつたくスコラ的な問題となるからである。我々は、カント主義者、悟性主義者たることを断固拒絶する。現在の学園が「白堦の巨塔」であり、今まさに夕闇に消失していくかんとしているのを我々は知っている。そこで、何時間論争しようが科学を抽象的な「価値」として把えられる限り、真理は決して到来しないであろう。我々は、すでにそのような地平には存在していないし、我々の対象認識こそ、資本主義的生産様式に媒介された「國家と民族」の揚棄であり、それを自らの出発点としているのである。

#### 一 民主主義の概念

民主主義とは、どのような基盤をもつて成立しているのであらうか?自ら「法の番人」と主張する裁判官は「人間の自由、平等」ということを唯一の掲りどころとし、そのことであたかも自分が進歩的であるかのような錯覚をしている。議会制民主主義は私有権に基づく個人の尊重を基本原理として成立していることをみるならば、民主主義の理念とは人間を人間一般と抽象することによって成り立つてゐると考えられる。だが果して人間一般を抽象することができるのでどうか、このことを國家、法の内実を明らかにする中で追求し、ブルジョア民主主義の偽善を暴露していかねばならない。

かつて、フォイエルバッハは「類的の存在としての人間」に代表されるように、人間を自然と区別し、その關係の上で人間一般を抽象していく。このブルジョア社会の成立とともに「人間の平均化」していく。現代社会に於て、民主主義は「人間一般の抽象」に根拠を持つてゐることはすでに述べた。ブルジョアジーは歴史上初めて指導力をもつた階級として登場し、ブルジョアジーとともに市民社会は発展していく。このブルジョア社会の成立とともに「人間の平均化」に新たな体系が要求されたのである。この要求に答えたものこそ「私有」「分業」の一般化であった。即ち、資本主義が不斷に生み出される。

「商品化現象」を人間關係に投影したものとしての「民主主義」がある。資本所有と資本の形態を「私有一般」「分業一般」へと解消し、國家権力と法秩序によつて保証された社会——それを精神現象として、生み出すものを民主主義の意識なのである。だから民主主義意識がその枠内に留まる限り、人間の歴史發展の必然性を見失うことになるのである。民主主義意識は自己に内在化されたイデオロギーとして生産過程、流通過程、又、精神現象に於てブルジョア社会を維持するブルジョアアイデオロギーである。換言すれば、ブルジョア抑圧、資本のくびき、賃金奴隸制を維持した上で、即ちブルジョア階級に対するプロレタリア階級の經濟的隸属下における形式的平等に過ぎず、それ以上のものでも、それ以下のものでもないのである。「支配階級の思想はどの時代にも支配的な物質的な力であるところの階級は同時にその社会の支配的な精神的な力である。物質的

生産の手段を左右する階級は、それと同時にまた精神的生産の手段を集中している人々の思想はおおむねこの階級に服従していることになる。」（マルクス）のである。

次に、搾取者と被搾取者との平等はあり得るのかという点について述べていきたい。搾取者は不可避的に国家を被搾取者に対する自分の階級の、即ち搾取者の道具に転化させる。だから多数者である被搾取者を支配する搾取者がいる限り、民主主義国家も不可避的に搾取者のための民主主義となるであろう。一階級の圧迫は、この階級に対する不平等を意味しているし、その階級を「民主主義」から除外することを意味するのである。なぜなら、国家とは支配階級の諸個人がかれらの共通利害を主張する形態であるからである。従つてその結果として全て共通な制度は国家によつて媒介され、一つの政治的な形態をとることになる。このように民主主義が一つの国家の統治形態としての議会制民主主義をとるならば、階級の独裁をもたらさない民主主義は絶対に存在しないのである。現在的には賃金奴隸制を維持するためのブルジョア独裁にすぎない。このことをインペイした議会制民主主義は資本主義秩序を維持する最も安定した統治形態なのである。「現代国家の憲法をもつてみたまえ。国家の行政をとつてみたまえ。『法律の前での市民の平等』をとつてみたまえ。」そうすれば、諸君は、誠実で意識ある全ての労働者によくわかつているブルジョア民主主義の偽善を一步ごとに見出すだろう。たとえどんな民主主義的な国家であつても「秩序が破壊される場合に」即ち、実際には、被搾取階級が自分の奴隸地位を「破壊」したり、非奴隸的にふるまうことを企てる場合に、労働者に軍隊をさし向けたり、戒厳状態をしいたりなどする可能性をブルジョアジーに保証していない憲法上の抜け道、あるいは、保留条件の存在しない民主主義か？と。

### 学費斗争の軌跡

政府—文部省は72年度から、国立大学の学費値上げを決定した。71年末、自民党教育小委員会の決定に対し、大蔵省予算原案に国立大学授業料値上げ增收分が含まれたのであった。当時、文部省は「値上げの見返り分として奨学金制度が充実していることは言えぬこと、値上げ反対運動によつて学園が鬪争の場となる。」という理由で反対し、復活折衝で値上げ据置きを計つたのである。しかし、国大協○反対声明にも拘らず、私立大学との格差是正等を主な理由として、自民党—佐藤政治委員会によつて一方的に決定されたのである。

では、この様な状況の中、京大における1／9教養部代議員大会から全学無期限バリケードストライキは、何を突きつけ、何を暴露せんとしたのであらうか。

#### 1 授業料値上げの意味するもの

授業料とは、国立大学では、学生と文部省との契約関係を意味している。更にそれを支える論理として、「營造物理論」「受益者負

ような国はひとつもない。」（レーニン）と。本公判における形式的平等についても対立が非和解的になるや否やそれは崩れていくのである。だが最も重要な問題は、我々がそのことに何を対置していくかということである。

カウツキーが階級斗争を資本主義の経済矛盾に解消してしまったことに對し、レーニンは、階級対立の非和解性を基礎にして階級斗争に対する原則的立場をからとつていった。民主主義に対する立場に於ても単に「賃金奴隸制を維持した上での形式的平等」の偽善を暴露するにとどまつてはならない。我々は支配的なイデオロギーがブルジョアイデオロギーであること、更に様々な形で左翼を自称する諸君にも流入しているのを見てとらねばならない。歴史的に全ゆる改良主義者も自ら改良主義者と認知しなかつたのであり、それらとの斗争は資本主義批判と結びつけて考えねばならない。即ち、

両階級の経済的基礎について批判していくかねばならないのである。資本主義を搾取の仕組みに歪曲させたり、資本家と労働者とはそもそも交換そのものが平等でないという事実をインペイしてしまうことに対して反対する。我々が「学ばねばならないのはレーニンと純粹民主主義との党派斗争であり、ブルジョアイデオロギーとの斗争である。レーニンはK-I大会の「ブルジョア民主主義とプロレタリア独裁のテーゼと報告」において「独裁を否定し、民主主義を擁護する」という思想攻撃に対して反撃していったのである。「全ての基本勢力または階級とプロレタリア独裁によって修正されたこれらの勢力の相互関係をいつしよにつきあわせてみれば、民主主義一般をつうじて社会主義へ移行するという第二インターに代表される流行の小ブルジョア的な考え方がどんなに愚かであるかがわかるであろう。民主主義が絶対的な超階級的な内実をもつてゐるかの如くい

だが、このようなブルジョアジーが捏造した社会通念「受益者負担の原則」がブルジョアジーによつて主張された。具体的に言えば、大学とは施設であり、しかも公共施設であつて、国民に選挙で合意を得た政府が大学の「責任者」たる学長に、その管理権を委任しているのである。このように、「營造物理論」とは私有財産制を公共施設に対して適用しているのである。これは次の論理で補完される。公共施設を利用し、利益を得る者は、その利益を施設に還元すべきであり、施設維持運営費を支払わねばならぬ。このようないい「ブルジョアジーの主張の中に授業料が位置づけられる。

即ち学生とは、大学という公共施設を利用し、その使用料として授業料を支払い、それによつて初めて学生として認められるというわけである。

だが、こののようなブルジョアジーが捏造した社会通念「受益者負担の原則」とは、いかなる背景をもつて提出されたのかを見ていかねばならない。

#### 2 「受益者負担の原則」の内容

「受益者負担の原則」とは、64—65年の各国帝国主義の景気循環の同時性の回復の中で過剰生産恐怖が世界をおおい、日本帝国主義はそれまでの高度成長の方針たる、民間設備投資主導型では対応しきれない所に追いつめられつつあつた。その中で、資本の防衛—高利潤の獲得を保証するためには、経済的矛盾を大衆に転化せねばならない。即ち、高利潤を望めない公共事業に対してもは資本投下を極力避け、利用者たる大衆から、維持費を取り立て、高利潤の期待できる産業に融資するという公共事業の独立採算制を打ち出したのである。このからくりは誰の目にも明らかである。税金と受益者負担によつて二重に収奪し、資本の延命—高度経済成長を計るのである。独立採算制は、国鉄等の公共事業に実施され、国立学校予算もその

一つを構成するものとして、特別会計に移管されている。資本は高利潤を求めて集中し、大衆はその矛盾を集中されざるを得ない構造、

そのことこそ、共同利害として出されるブルジョアジーの独自利害を隠ぺいしているのである。即ち、大衆二重収奪—独立採算制のイデオロギーとして、階級支配を貫徹するブルジョアジーのイデオロギーなのである。我々はこの問題を、日本帝国主義の動向、さらにファシズムの序章の中で把えていかねばならないし、それに伴う市民社会の徹底した再編攻撃に対し反撃を組織せねばならない。

### 3 学費値上げの背景

現代世界を突き動かす、歴史的動力は「戦争と革命」の時代として次の社会への世界史的移動期を形成している。高度経済成長をもつて「輝ける日本の未来」をさし示し、金融寡頭制支配を増々強固なものとして打ち固めんとした政府—ブルジョアジー自身、自らの胎内に生み出す矛盾に對して一切の解決能力を喪失しつつある。南朝鮮人民の反朴・反日帝斗争、アラブ中東戦争、タイにおける学生の反政府斗争は明らかに、国際階級斗争の新たな流動を開始し、国内の異常なまでもとの物価暴騰、来春予想される労働者の生活化等、文字通り、我々が予見し、宣言した時代に突入している。チリにおける軍事クーデターは、人民戦線の最終的破産の刻印と、武装斗争以外には勝利の道がないことを明らかにした。それは①過渡期世界における政治過程の独占性が先行的に6年を前後して、その矛盾を累積させたこと②その過程の階級攻防が政府危機から政治危機を生み出し、總体として権力危機を胎んでいたこと③以上により必然的に、斗いを挑む部分に権力問題を要求したこと④そして現在的には、新たな国際階級斗争のにつまりの中で、党を建設し抜く党派斗争の軸を設定しなければならないことである。

### ② 帝国主義の危機と反革命同盟の再編

国際通貨体制の崩壊は、全世界の同時的な危機の到来と、その論理的帰結が基本的には一国の利害を軸として追求されつつあることを明らかにしている。その内容は、権力政体の転換と反革命の先行形態として現在、増々ド拉斯ティックに展開しつつある。70年安保の再編—71年沖縄返還は、帝国主義諸列強が反革命同盟に依存せざるを得ない程までにブルジョア的克服の道が狭められたことを明らかにした。このように、安保—NATOの国際反革命同盟が、中ソ「労働者国家」群に向けられたものではなく、先進資本主義本国のプロレタリアートに対する反革命なのであって、スターリニズムはこれを主体的に容認したところに、その犯罪性を持つていてることも明らかになる。

このように世界帝国主義列強は過渡期世界の矛盾に規制され、いずれの帝国主義も国際反革命のヘゲモニーを掌握しきり、自国帝国主義の侵略を貫徹する力量を失っている。この帝国主義諸列強の権力、即ち古典帝国主義の民族排外主義を国民結集策として国内階級を包摂し得ない状態であり、民族と国家の対立を止揚しきれないまま、上からの帝国主義秩序の再編を国家

### ① 危機の同時性を保証する戦後世界

帝国主義列強の権力政体の同時的転換の動向の分析を行っていくに当たり、その前提として戦後の統一市場が、主導的な諸帝国主義の蓄積、再生産構造の不均等な発展の結果的表現として、矛盾がどのように外化していくかを明らかにしていかねばならない。

戦後統一世界市場は、30年代のブロツク経済が結局自己の勢力圏拡大!市場分割戦→帝国主義戦争へと外化していくことのブルジョアジー側からの「総括」が要求されたのである。我々はすでに、統一世界市場がIMF—GATTを軸として、米帝国主義の圧倒的優位性の下で再建されたことを確認してきた。では、国際通貨体制とはどのような問題なのか?このことについてふれねばならない。

29年恐慌時、イギリス、アメリカの金本位離脱は、国際金本位制の決定的崩壊につながっていく。即ち、各国帝国主義は、自国の蓄積、再生産構造に応じて、一国的な不況脱出策しか残されず、従つてそれはインフレによる「危機の当面の回避でしかなかつたのである。だが、この「残された唯一の道」も国際收支の悪化を必然的に結果し、対外侵略への道をたどつていくのである。この危機の脱出過程に採用されたインフレー管理通貨制が戦後世界統一市場の再建に延長されたのであつた。従つて戦後世界の特質は、①最早、金本位制が再建され得ないものとして管理通貨制が登場したこと②アメリカ帝国主義の圧倒的生産力と金の偏在を前提としたこと③従つて、アメリカ帝国主義のドル散布によって他帝国主義は、自国の革命を封殺し得る客観的要因をつかみとつたこと④各國資本主義は③によつて国家独占資本主義的諸政策を遂行し、そのことは常に各國がインフレ常態化傾向を持たざるを得なかつたこと、である。以上の特質は、ブルジョア的克服の限界性を当初から胎んでいたことを明確ねばならない。

トロツキーはファシズムの時代的特質に関して次のように分析した。「議会主義によつて隠蔽されたブルジョア独裁の『正常』な軍事的警察的手段が社会の平衡を保つ上で不十分になつたときにファシズムの以上の権力性格の転換は各國ごとに独自の政体をとりつゝも基本的には、国内抑圧の強化と対外的には、反革命同盟の自國へゲケニーの下に再編を計り続けていくのである。諸列強の権力性格の転換の共通性をここに有しているのである。次に日本資本主義の發展段階の中で、日本におけるファシズムの先行形態を把握していく

暴力と行政執行権力を軸として强行する以外には無いのである。諸列強の以上の権力性格の転換は各國ごとに独自の政体をとりつゝも基本的には、国内抑圧の強化と対外的には、反革命同盟の自國へゲケニーの下に再編を計り続けていくのである。諸列強の権力性格の転換の共通性をここに有しているのである。次に日本資本主義の發展段階の中で、日本におけるファシズムの先行形態を把握していく

トロツキーは「ブルジョア的克服の限界性を当初から胎んでいたことを明確に」と。

我々は、60年代後半で70年代初頭における全国学園斗争に対する暴力的圧迫と戦闘的労働者に対する未曾有の大弾圧の経験を有してシズムの時代が訪れる。ブルジョアジーは、ファシズムという出先機関を使って、激怒している小ブルジョア大衆、最下級層の一团、道徳的頽廃に陥つたルンペンプロレタリアートなどの金融資本自身が絶望と憤怒の中に落とし込んでいる無数の人間を動員するのだ。そして最も重要な点は、労働者組織を破壊し、プロレタリアートの行いうる独自の組織化を妨げることを目的とした組織体制を作り上げることである」と。

我々は、60年代後半で70年代初頭における全国学園斗争に対する暴力的圧迫と戦闘的労働者に対する未曾有の大弾圧の経験を有してシズムの時代が訪れる。ブルジョアジーは、ファシズムという出先機関を使って、激怒している小ブルジョア大衆、最下級層の一团、道徳的頽廃に陥つたルンペンプロレタリアートなどの金融資本自身が絶望と憤怒の中に落とし込んでいる無数の人間を動員するのだ。そして最も重要な点は、労働者組織を破壊し、プロレタリアートの行いうる独自の組織化を妨げることを目的とした組織体制を作り上げることである」と。

ジーの利害を貫し得ないとこれまで追いつめられたことを如実に示している。即ち、独占資本主義の経済的統合がそれに対応した政治的統合を議会制民主主義最も安定した一では果たし得ないものである。そして、これまで「憲法体制の空洞化→執行権力の拡大」の中で理解してきたように行政における治安攻勢は更に激化しつつある。又、立法レベルにおける①刑法改正②新大学法③騒乱予備罪etc列挙すればきりがないほどまでになっているのである。

保安処分、騒乱予備罪によつて文字通り破防法体制の完成と治安攻勢の最後的展開に突入しているのである。我々はすでに、ファシズム的再編の物的根拠を現代過渡期世界の特質—世界帝国主義の危機の同時性の中に見い出してきた。だが、日本帝国主義の権力政体のファシズム的転換は、トロツキーの指摘する「小ブルジョアジー、ブルンプロ」の出先機関を使わないのか?このことは、ファシズムへの突撃過程で権力政体の決定的転換が果してあり得るのかどうか—これは「革命と反革命」の最後的激突が何を契機として開始されていくのかということを明らかにする上で、重要な問題である。即ち、

独占資本主義が危機においてファシズムという非常形態をとらざるを得ないときに、どの部分にそれを担当せしめるかということであり、ヒットラーに典型的な大衆運動として革命運動を制圧する社会的勢力の出現か、あるいは、既成の国家権力の内部で官僚・軍部のそれぞれの潮流に任せるかということである。現在のファシズムの先行形態は自民党による上からのファシズム的再編としてあつたのである。その客観的根拠として、政友会系と民政党系との二つの系列が5年保守合同によつて自民党として一体化していくたブルジョア政党の形成過程を見出すことができる。それ故、小商業者や農民層さえも、唯一のブルジョア政党としての自民党が吸収し得た要因

## ま と め

### 意見表明

我々が現在、真に総括しなければならない問題とは、革命が生み出す「密集した反革命」とは何であり、それを如何に突破するのか、ということである。われわれの学費斗争が、仮に個別の学費値上げに反対する運動であつたとしても、また孤立した革命的少数派のそれであり、単なる行為主義的な一暴力事件に歪曲されようとも、われわれが当時に於いて、権力による反革命的統合や教育の帝国主義的再編に対し断固としてこれを粉碎するという意識性を持つていたことを確認するならば、先の命題を解明することによって、運動の未来を代表するような総括をなしえるに違ひない。

本公判の「被告」の意見表明のまとめてあたり、マルクス以来の、不抜の革命家達によつて代表された、各々の時代の革命運動の総括がどのようになされたのかを明らかにして、意見表明のまとめてにかえたいと考えるものである。

△革命の現実性△——これこそが、我々が△パリケードのこちら側△からもたらした確信である。すなわち、6年10／8羽田闘争以降、無名・無数の革命的プロレタリアートによつて、「旧いもの」を廢絶し、「新しい秩序」への志向が開始されつつあるという客観的契機が存在しているということである。72年2月1日をめぐる攻防も、我々の「闘の声は『永続革命』でなければならない」(マルクス『共産主義者同盟への中央委員会への呼びかけ』)というアピールの生きた実践であった。

マルクスは『フランスにおける階級闘争』の中で言つている

「革命は、その直接的な悲喜劇的な獲得物によつて、その前進をきりひらいていたのではなく、逆に、結束した強力な反革命を生みだしたことによつて、つまり、それとのたたかいをつうじてはじめ転覆の党が、ほんとうの革命党に成長することができるところの一つの敵をつくりだしたことによつて前進していくのである。」と。

レーニンも、そのマルクスの命題を受けて、『モスクワ蜂起の教訓』の中で、「なにも時機尚早のストライキをはじめるなど、たとえそれがこそつてとびついた、あのプレハーノフの見解ほど、近視眼的なものはないのである。それどころか、もつと決然と、もつと精力的に、またもつと攻撃的に、武器をとるべきではなかつた」とかいう、日和見主義ライキだけではどうにもならないということ、それを知らぬ、仮借ない武装闘争が必要だということを、大衆に説明してやるべきであった。最後に、いまやわれわれは、政治的ストライキだけでは不十分なことを率直に公然と承認しなければならない」といつている。

我々は、マルクスとレーニンによる基本的見解を、断固としてわがものとしなくてはならないであろう。また、トロツキーは『ロシア革命史』の中で、十月革命のダイナミックな転回を極めて生き生きと要約している——「学者たちは、弁証法とは精神の無益な遊戯であると考えている——」学者たちは、弁証法とは精神の無益な遊戯によつて生きかつ動く進化の過程を再現するのである。」「歴史は、もしそれがわれわれになにも教えないとしたら、一文の価値もないであろう。ロシア革命の雄大な構想、革命的諸段階の連續的一貫性、不可抗的な大衆的圧力、政治的グループ編成の完璧さ、

スローガンの簡明直さ、これらいっさいは、革命一般の、それと

があり、逆に自民党に接近しない限り、金融・産業資本の蓄積をなし得なかつたからである。日本に於るこののような特殊事情故に、階級危機のブルジョア的克服としての公然たる小ブルジョアを軸とした石油危機を頂点とした異常な社会情勢を見れば明らかなよう

に、既にブルジョア自身自らの支配能力を完全に喪失しつつある。ファシズムとは独占資本の経済的独裁を政治的に表現する国家権力を巻き込み、ファシズムの最終形態に到ることは近い将来予想され得ることである。そしてすでに進展しつつある労働者組織の破壊etc、と決定的な権力政体の転換を経ずして、にもかかわらず、現在の権力性格が專制的、反動的であることは、その特殊性を示している。

ともに人間社会の、理解を非常に助けてくれる。なぜなら、われわれは歴史の全行程によつて、つぎのことが実証されたと考えて差し支えないからである。それは、内的矛盾によつて分裂した社会は、革命において、その組織ばかりでなく、またその『魂』をもつてあますところなくきらげだすということである」と。そうだ、この十月革命の転回の描写は、われわれの胸裏からやきついて離れない、60年代后半からの鬨いであり、そしてまた学費斗争の緊張した一齣一齣である。我々はこれを、「一九〇五年のロシア革命にならつて、「自由の日々」と呼び、「わが第一革命」と呼ばう。

「革命、それは權力をめざす闘争における社会的情勢力の公然たる特殊性は、人民の武装をめぐる問題において、とりわけ尖銳に現われている」そして「革命を武装することは、われわれにおいて何よりも労働者を武装することを意味する」のである。

試金石として、次に、一九〇五年革命の総括であるトロツキーの「総括と展望」を検討してみたい。ここではすぐれて、後の赤衛隊一赤軍建設へつながる労働者の武装の觀点からみるならば、基本的には、一八四八年とパリコミューンの教訓から、「ロシア革命の社会は故にわれわれのまことに遡くない過去に於いて闘ひの総括の

る力の試し合いである。」実際に、一九〇五年のロシア革命は、ツアーリーの圧制に対する、自由主義ブルジョアジーと革命勢力の三つともえの抗争であつたし、その革命勢力の内部にあつても、大きくて、世界史を四つに形態区分し、マニユファクチャによる近代プロレタリアートの登場を明確にしたが、トロツキーも、遅れたロシアの歴史的特殊性を考慮しつつも、都市に集中しつつある大工業を

「ロシアの労働者階級は、ヨーロッパ・プロレタリアートの直接的な国家的支持がなければ、権力にとどまることはできないし、その一時的支配を長期的な社会主義的独裁に転化することもできないであろう」と。このことは、当時のロシアの急速な資本主義の発展が多く、西欧資本主義諸国の経済発展との流入により、プロ独立への最大の客観的契機としてあつたのである。つまり、資本主義の発達とこれによつてもたらされる危機は決して一国だけの枠内にとどまることではなく、国際的規模で醸成するのである。このことは世界革命の必然性と同時性を示しているし、現在の、国際金融機関による、日本と東南アジア諸国との関係は、当時のロシアと西欧との關係の逆なのである。ともあれ、革命は世界性を志向せねばならないという核心をおさえ、この国際主義の觀点からも運動は総括され対象化されねばならないのである。

さて、以上のプロレタリアートの独裁の提起と、その主体的、客觀的条件を保証しうる労働者の武装に立ち返らねばならない。ドッキリーは、ロシア革命が、一八四八年の革命、パリコミューンなど西欧の革命運動との決定的相違と、連續しうる根拠を、周知のとくに、「労働者代議員ソヴェトの全ロシア的実践」に置いている。後に引用する「次は何か?」の中でソヴェトの普遍的性格を、「プロレタリアートが権力への斗争の時期に突入するような条件のもとでは、統一戦線のもつとも進んだ形態である」としているが、この「総括と展望」では、「大衆の革命斗争を統合するために、この大衆自身によつて計画的に創造された機關」としており、こうした連の中から、労働者の武装を把えねばならない。何故なら、レーニン

中心としたプロレタリアートは資本主義の成長とともに成長し、強固になる。この意味で資本主義の発展は、プロレタリアートの独裁へ向かつての発展である、しかし、権力が労働者階級の手に移行する日時は、生産力の水準に直接に依存しているのではなく、階級斗争の諸関係や国際情勢、そして伝統やイニシアティブ、斗う決意といった一連の主体的契機にかかりついている」という。そして「技術水準が、社会的労働の生産性の観点から、社会主義經濟を有利にした」ということだけでは不十分である。また、この技術に基づいて展開される社会的分化が、その数や經濟的役割の点で主要な階級としての、かつ社会主義に客観的に利益を見出す階級としてのプロレタリアートを創出したということだけでも不十分である。さらにこの階級が自らの客観的な利害を自覚していることが必要であり、公然たる争斗の中で國家権力を獲得するに十分なだけの力量をもつた軍勢に結集していることが必要である。そのようなプロレタリアートの準備の必要性を否定するのは、現在では馬鹿げたことであろう。ただ旧式のプランキ主義者だけが、大衆から独立して形成された陰謀組織の救済者のイニシヤティヴに期待を寄せることができ、あるいはその正反対物たる無政府主義者だけが、何によって解決されるかを不問にして語るのである」と。こうしたことからまさに、60年代後半から我々の斗いが、既に、プロ独への主体的契機をもたらしていることを確認するのである。

府は労働者階級自らの武装なくしては考えられないことは、モスクワ蜂起の敗北、十月革命の勝利、そしてドイツにおけるレーテの敗北をみれば明らかである。ともかく、一九〇五年の革命が、ソヴェトという労働者階級自身の、そして革命的農民自身の権力機関として物質化したところに最大の意義があり、これを6年代後半から日本での斗争との関連でみると、市街戦の初期形態であるパリカードとしてなしても、そして来たるべき権力の性格を志向したとしても、プロレタリアート自身のソヴェトのような権力機関を実際に物質化しなかつたことは、いまもって最大の問題点なのである。

以上、大まかに、一九〇五年のロシア革命の「総括と展望」を見てきたが、農民問題での不十分性が語られようとも、安易なブランキズム、無政府主義、ナロードニキ主義のなれの果てに対して、断呼としてプロレタリアートの独裁を提起し、労働者の権力志向と武装を論じ、マルクスの永続革命論を継承し、国際主義を堅持し、世界革命へのガイストを提起し、十七年十月のペトログラードへの道を予言したことにより、現代的に復権すべき最大の意義、内容があることをこそ見なくてはならないであろう。「ロシア革命は、わが国の社会的歴史的発展全体の特殊性の総括であるとともに、一方ではまったく新しい歴史的展望を切り拓いているところの、きわめて独特な性格をもつていて」との冒頭の内容は、戦後民主主義に決別しこれを総括しようとした、そしてまた「新しい世界」を切り拓かんとした我々の斗争の内容でもあつたことを明らかにして、トロツキ「総括と展望」から、学費斗争の総括過程にあるわれわれが学ぶべき見地を一応結びたい。

次に、「危機」が呼ばれる現在、「狼がやつてくる」式のその一般的性格ではなしに、本質的に、「何が危機なのか」を明らかにしたい。まず前提に問題にしなければならないのは、階級としてのプロレタリアートの社会的、政治的隸属の根拠が経済的隸属にあり、だからといってその解決策を、たとえば現下のインフレ情況を現象的に見て、窮乏化政策や経済決定論、恐慌革命論に求めるることは余りに皮相だということである。それらは、いつてしまえば「労働者階級が窮乏化し、すなわち恐慌になれば決起するであろう」というものであるが、これこそ、プロレタリアートの経済的隸属の一面的評価であり、よつて階級を廃絶する永続革命の過程の本質を理解しえないのであり、階級の廃絶への永続的担い手がプロレタリアート自らを否定しているのである。もう一つの前提是、経済的隸属からくるプロレタリアートと小ブルの一定の憤激があつても、これが、たとえば「民主主義的要求からプロレタリア的要求」というシェーマのように、ストレートにプロレタリア革命を志向しないことに対して、これをプロレタリアートのせいにしてはならず、プロレタリアートの大部分が、いまだ帝国主義労働運動や社会民主主義勢力のもとに支配されていることを、前提的におさえねばならない。

その上に立つて、「何が危機なのか?」、すなわち、冒頭で述べた、現代の「密集した反革命」の本質としてのファシズムを把える必要がある。何故なら、破防法体制もファシズムの一環であり、また社会民主主義や日本共産党はスターリン主義も、このファシズムの本質を見抜けず、ファシズムにズブズブと入り込まれてしまつてゐるからである。だから、現代のプロレタリアートのインフレに対する憤激が経済主義的に歪曲され、プロレタリアートが、進行するファシズムの本質に気づかされないのである。

ば、現に此拠京都地裁の存在こそがファシズムへ突撃する、司法の反人民的再編の一端なのである。思い起してみよう、我々の第一回公判以来の分割審理策や、2／1の京都府警の警職法乱用に対する告発の起訴処分、そして過日の日共による布目・柴原君の「告訴」裁判における強権的訴訟進行を。本質を隠蔽するイチジクの葉としていつも語られるのは、司法の中立幻想を循じとつた「公平な裁判ができない」ということである。笑わしてはいけない。一体誰にとって「公平」だというのか、そして誰にとって「有利」な裁判なのか——ブルジョアジーは、裁判所というファシズムの出先機関を使つて、日本共産党までも動員しているではないのか。

ところで、現在におけるファシズム権力の登場は、トロツキーの時代以上に、更に巧妙な仕方でなされている。すなわち、戦後民主主義幻想で暴力否定の思想を宣伝し（国家という存在が暴力装置であることをタナにあげてである）、議会主義によつてブルジョア独裁、つまり警察的、官僚的、軍事的独裁の本質を隠蔽しているのである。だから、いくら革命的議会主義とか人民的議会主義とかいつても、それはレーニンの言葉を借りれば「議会遊び」でしかないのである。また、日共の「民主連合政府構想」は、プロレタリアートの本質的エネルギーをたかが一票に過小評価することによつて、プロレタリアートの怒りをファシズムという地獄への道に動員しつつある点で、まさにレーニンのいう「社会主義の顔をした帝国主義」そのものである。さて、我々は、トロツキーのファシズム分析の原則的立場を踏まえつつ、現代ファシズムの分析には、更に、レーニン「帝国主義論」の批判的摂取を通した現代帝国主義批判と社会民主主義、スターリン主義批判を加える必要がある。現在の「危機」はまず、戦後の日本帝国主義の重化学工業化、すなわち金融寡頭制

ます、ファシズムに対しても、我々が原則的に承認するのは、トロツキー「次は何か?」の、もはや何度も語られてきた見解である。次のようにいう——「議会主義によつて隠蔽されたブルジョアジーの『正常な』軍事、警察的手段が、社会の平衡を保つ上で不十分になつたときに、ファシズムの時代が訪れる。ブルジョアジーは、ファシズムという出先機関を使って、激怒している小ブルジョアジー大衆、最下級層の一団、道徳的頽廃に陥つたルンペン・プロレタリアートなどの、金融資本自身が絶望と憤怒の中に落としこんでいる無数の人間を動員するのだ。」

また、「國家のファシズム化ということは、ただ統治の形式や方法のムツソリーニ化ということを意味するのではない——この方面では究極的にいつて、変革は二次的役割をしか果さない。もつとも重要な点は、それが労働者組織を破壊し、プロレタリアートを無気力の中に落しこみ、かくして、大衆の深奥へ浸透しながら、プロレタリアートの行いうる独自の組織化を妨げることを目的とした、組織体制を作りあげることにある。そここそ、ファシズム体制の本質が存在する。」

そして、具体的には、「ファシズムの勝利は、金融資本による直接的かつ瞬間的な、あらゆる統治、指導、教育などの組織や機関の独占にゆきつくのだ。その中には、國家機構、軍隊、地方機関、大学、学校、報道機関、労働組合、共同組合などが含まれる」と。

現代過渡期世界に於ける特殊かつ普遍的な支配形態として、ファシズムが登場したのである、トロツキーの予言は、既に30年代のドイツ・ナチスの政権獲得とドイツ危機の敗北→第二次大戦の突入によつてアイロンカルにも証明された。また、それは原理的には現代にもあてはまるものである。たとえば、一つだけ例にとつてみれば

資本の蓄積に基盤を置き、自らの内に不斷に孕まれる矛盾——過剰資本を、國家の対外的暴力に支えられて、東南アジアを中心とする後進国へ、資本輸出として転化し、市場獲得競争へと至ることによって生まれる。他方、帝国主義列強間の不均等発展は市場再分割戦を生み出し、更に「労働者国家」の存在を与件として、列強間の対立を孕みつつ、しかし世界市場の統一制の維持、拡大、反革命同盟の形成を図らざるを得ないところに、二重の矛盾にぶちあたり、また激化する後進国階級斗争に規定される中で、軍事、経済、政治全ゆる矛盾が暴露し、「危機」はいきおい階級的危機としての性格をおびてこざるをえないのである。だが、現代帝国主義の矛盾の資本主義的解決、つまり高度成長政策に典型的なように更なる過剰生産対外膨張や帝国主義労働運動の育成は、一切の経済主義、組合主義、議会主義を、帝国主義労働運動にくり入れ、社会排外主義へと転化せしめた。つまり社会民主主義をブルジョアジーの同盟にしたのである。このことは、現下のインフレに於けるプロレタリアートや小ブルの怒りがどこへもやりようのないことのみればわかるであろう。

帝国主義の矛盾の極限的発現形態は、恐慌か戦争しかないのであるが、両者のブルジョア的解決こそがファシズムである。だが、第一次大戦を前にしたレーニンの時代、これがなぜ十月革命の前夜になつたのであるか? また、一九二九年大恐慌から第二次大戦へ至る過程は、何故ドイツ・ナチスを生み落としたのだろうか? 後者に於いては、第一次大戦の敗北以来のドイツでは恒常的な危機がまんんしておらず、レーテの敗北はワイマール体制を生みだしたが、これは連立政権という脆弱なものであり、この脆弱なワイマール体

制の終焉から権力政体の転換に再編の過渡にファシズムの登場があり、誰が味方なのか」を決定的に誤ったスターリン主義の「社会ファシズム論」によって、強固な統一戦線が形成しえなかつたことにかかるわらず、これを革命的危機に転化し、プロレタリアートへのゲモニーで政治過程が展開したのであるか？それは、ドイツのレーイテが、プロレタリアートの武装を前提としない、いわば国民評議会的運動であつたのに對し、ロシアはソヴェトという、先にみたように一九〇五年以来、プロレタリアートと農民の武装によつて「徹底した民主主義」を実現する権力機關を持つていたことによるのである。しかし、戦争に煮つまる危機は、不斷に社会排外主義を生み出さざるをえず、これとの対決を媒介として、内乱の条件の成熟を図ろうとし、レーニンは「帝国主義戦争を内乱へ」と表現したのであつた。そのガイストは、戦争は帝国主義国家機構の内に国民的生産力を集中し全人民を収約する、すなわち全国民的な階級危機として爆発するのである。そして自国政府の敗北は、国家としての收約力と機構を崩壊させる、ここに武装蜂起の条件があると能動的にいうのである。しかし、現代に於いては、トロツキーの時代と同じく、恐慌や戦争の危機の成熟は、一方では、ファシズムの成熟過程でもあるのだ。この証拠として、日本共産党がブルジョアジーに動員されて京都地裁に革命家を抹殺する一役を荷いにきていることを見てもわかる。また、現在、プロレタリアートの怒りももり上がりかけていいが、同時に、うわさされる大学管理法や、刑法改正、騒動予備罪、公安の強化など、ブルジョアジーの側から来たるべき階級的全人民的危機の到来を予想して、ファシズムへと進撃している

のである。社会民主主義勢力、スターリン主義もブルジョアジーによつて飼いならされ、ファシズムへ動員されつゝある。そのように戦争と恐慌の危機は、必然的に「ファシズムか、プロ独か」の時代を招来せしめるのである。レーニンが、カウツキーに代表される社会排外主義と闘い、これを媒介として革命を準備したように、我々も、社会民主主義、スターリン主義という社会排外主義と斗争することを媒介に、ファシズムを粉碎しなくてはならない。

ドロツキーが「総括と展望」で史上初めてプロレタリア独裁を語つて以来、階級斗争の歴史はプロ独に向かつて進展したし、「未完の革命」世界としての現代過渡期世界は、文字通り、「プロレタリア独裁か、ファシズムか」の非和解的対立を現出せしめている。「密集した反革命」はファシズムへと収約されている。ファシズムを粉粹する政治的包囲網を形成する一翼として我々「被告団」の存在があることを述べておきたい。

はじめに  
意見表明の最後にあたつて、我々は、本裁判が、第一に、学ヒ闘争を封殺し、学ヒ闘争で突きつけられた諸問題を一挙に抹殺せんとする権力一大学当局の大弾圧の最後的機能をはたさんとしていること。それ故第二に、学費闘争の正当性はおろか、それを捨象し、「犯罪事件」として、ブルジョア法を適用し裁かんとしていること、に対し、我々の徹底した闘いであることを再度確認したい。それ故第一に我々の意見陳述の展開は、このような裁判の成立の犯罪性をあばき、その前提として、我々の「学費闘争」の眞の成立を、その本質的過程を我々の側から立証成立せしめることになった。第二にあらゆる我々への弾圧一階級裁判の過程へ引きづり込まんとする裁判過程に対する闘いの戦闘宣言でもあった。我々は、いまより一層我々の主張点を鮮明にし、我々の更なる闘いの論拠とするため、以下諸点の内容を中心として、学ヒ闘争の正当性と闘いの方向性を再度表明し、最後の意見陳述としたいと思います。

二三  
にじめ

はじめに  
意見表明の最後にあたつて、我々は、本裁判が、第一に、学ヒ闘争を封殺し、学ヒ闘争で突きつけられた諸問題を一挙に抹殺せんとする権力一大学当局の大弾圧の最後的機能をはたさんとしていること。それ故第二に、学費闘争の正当性はおろか、それを捨象し、「犯罪事件」として、ブルジョア法を適用し裁かんとしていること、に対し、我々の徹底した闘いであることを再度確認したい。それ故第一に我々の意見陳述の展開は、このような裁判の成立の犯罪性をあばき、その前提として、我々の「学費闘争」の眞の成立を、その本質的過程を我々の側から立証成立せしめることになった。第二にあらゆる我々への弾圧一階級裁判の過程へ引きづり込まんとする裁判過程に対する闘いの戦闘宣言でもあった。我々は、いまより一層我々の主張点を鮮明にし、我々の更なる闘いの論拠とするため、以下諸点の内容を中心として、学ヒ闘争の正当性と闘いの方向性を再度表明し、最後の意見陳述としたいと思います。

度表明し最後の意見陳述としたい

え、われわれの考え方では、人民の蜂起が『準備』されるのは、人が機関銃と大砲をもつて武装する時ではなく——なぜならそのような場合には蜂起は決して準備されていないのだから——、人民が公然たる街頭斗争において死ぬ覚悟をもつて武装する時なのである。

裁判官諸君、検事諸君——トロツキーのいうよくな、まさにへ革命の現実性／は、近い将来に於いて必然的たりうることを、断固として確認して、我々の意見表明のまとめにかえたいと考えます。

を結合しそのことによって、生産過程の技術的基礎の変化に対応でき得る新たな「労働力」需要を必要せざるを得なくなつたのである。

ブルジョアジーはこのような「労働力需要」の構造的転換に対応し抜くため労働過程から分立した別の機関に託するようになるのである。まさにブルジョア教育過程の成立である。このような教育過程は当然のこと、生産力向上とその生産過程を有益に利用する資本の一方法として現象せざるを得なくなるのである。

このようなブルジョアジーの特殊利害は、政治的国家と市民社会の分裂、ブルジョア国家成立と相まって、教育を國家権力による、政治支配の下に、公教育体系の完全な確立とその掌握にいたるのである。この公教育体系の頂点に位置するものが大学であり、その制度である。ブルジョア教育過程は、近代資本主義の構造的要素の中に組みこまれブルジョアジーの特殊利害の要請に深く規定され、その進展をはからねばならなかつたのである。

戦後教育の成立とその過程は、日本資本主義の歴史的、社会的構造背景のうちに、まさに、そのブルジョアの本質を露呈し、現在に至つていると言つていい。

50年代後半から日本資本主義は、生産性向上―設備投資、近代化投資の諸政策をやみくもに押し進め、産業構造高度化の進展をばかり60年代、池田所得倍増計画の下、50年代産業構造の帝国主義的再編をはかり、労働者に対する合理化、賃金カットと財政収奪を押しつけ、更には、自由化への対処という国際競争戦、帝国主義の市場分割という新たな段階に突入し、日本資本主義は帝国主義ブルジョア独裁体制の確立―侵略と抑圧の不可避的矛盾へと一層深化していくしかなければならなかつた。同時に、帝国主義支配秩序確立の一環としての労働政策において「労働力商品の再生産構造」の質的転換

をはからねばならなかつたのである。

産業構造の高度化が生み出す産業組織の人的構成は、小数の高級技術者と多数の単純労働者である。50年代から60年代にかけて、とりわけ高等教育―大学においては、市民的教養と市民社会的体制秩序を好む一程々度の知識人を生みだすのみであった。このことは日本資本主義の急速な進展、産業構造の急変に対応する高等教育の制度的、イデオロギー的改革が戦略的意味において、ブルジョアジー自身の体系的な教育政策の未確立にあつたのである。しかし、63年までに教育の過程の全面的改編を終え、中学校を「観察課程化」し、高校を「多様化」するなかで、すなわち初等、中等教育、参期中等に至る、全面的に、教育の帝国主義的再編をなす中で、60年代中期以降、現在に至る過程で、高等教育―大学における再編を、着々となさんとしているのである。60年代後半、全国教育学園で庄到的に闘い抜かれた全共闘運動はまさにこのよだらブルジョアジーの教育過程総体にかけられた再編と攻撃に対しても学生大衆の根抵的な闘いであつた。

戦後「民主主義」教育という幻想性を突破し、大学―教育―管理総体のブルジョア性を徹底してあき、大学、学生存在の社会的、階級的位置の根源的な提起は、現在においても、我々もまた、不斷に問わなければならない問題である。

すなわち現代における大学および教育制度は教育手段を教育資本として私的所有するブルジョアジーと、教育労働者、学生から構成され、そこにおいての教育機能は、第一に「労働力の再生産」であり、第二に、ブルジョア支配イデオロギーの育成である。しかも、独占資本の形成と、その要請は、おのずから労働力商品の実態的性格を変化、進展させ、学生は、現在の生産関係を維持するのに必要

な労働技術とブルジョアアイデオロギーを同時に省得させられ、その程度の差において労働力商品として価値付与を強制され社会的価値を決定する、基準とされるのである。

学費闘争は全共闘運動が提起した、大学―学問―教育―管理総体にわたるブルジョア性に対決する本質を内包する闘いであつたし、かくて、65年慶應大学々費闘争、66年早稲田大学、67年明治大学、中央大学学費斗争と打ち続く学費値上げの攻撃は60年代ブルジョア教育過程における教育再編攻撃の根幹、結節点であり、同時に71年全国一斉学費値上げと、更に、72年、73年へと展開する教育ブルジョアジーの政策は帝国主義教育再編の最後的完成を画策している最初の攻撃であるといつていい。我々の学費闘争の闘いは、この70年代教育再編の新たな攻撃に對決するものであつた。事実、政府―文部省は、昭和42年から審議を重ねてきた中央教育審議会答申を中心とした具体的諸政策を展開しつつある。

我々は学費闘争の正当性を更に鮮明にするため中教審路線を批判し、かつ中教審のもつとも中心的思想たる教育投資論、受益者負担論の反革命性を第二に批判しなければならない。

## ② 学費闘争と中教審路線

### 受益者負担論批判

71年6月、中教審答申は最終答を持って完結し、特に60年代において、高等教育に対する非体系的教育政策から政府―文部省の主導的教育戦略として位置づけられている。それと同時に、中教審と並んで中教審設立以来、膨大な財界の教育要求一すなわち経済同友会日経連、経団連等一は独占ブルジョアジーの中教審にかける期待と一体化を何よりも示している。

中教審路線はブルジョアジーの70年代教育政策の要であり大学に

あつては60年代全共闘運動を筆頭とする学生大衆の戦闘的闘いに対するブルジョアジー側の総括であり、且つ70年代の日本帝国主義の侵略反革命体制に見合つた高等教育の全面的改編である。今秋国会を强行採決した築波法案はまさに、その具体的モデル版であり、我々は断固糾弾しなければならない。

中教審一築波法案の持つ意味は先の意見陳述で詳しく述べたが、更にここでは学費値上げの論理をもつとも原理的に支え、且つそれを押し進めるブルジョア教育過程のもつとも象徴的イデオロギー、いわゆる『教育投資論』と『受益者負担論』が中教審の思想としてある点を指摘しなければならない。

中教審答申は次のように語る。「教育費とは社会的には一種の投資であり、その投資の経済的效果のうち、当事者個人に帰属する部分を受益たる個人が負担すべきである。」と、この論理こそ、学費値上げを支え、「労働力商品の再生産工場」たる大学を更に、70年代帝国主義ブルジョアジーの再編とその要請に答え抜く主柱たるものである。

60年代高度成長経済の破綻は財政各策を主軸に、いわゆる「安定成長」の転換をはからなければならなかつた。もとより、そのこと

は人民諸階級の利害と対立を拡大利用し、国家独占資本段階における国家の大衆収奪に他ならない。国家の財政的危機を、個別自治体個別公営企業、個別企業による大衆収奪により大衆に転嫁し、諸階級に分解せしめ、且つ国家はその利害対立を国家の幻想性の下により一層の支配を強化せしめる。

まさに公共料金値上げが市民税と地方公営企業による受益者負担という二重収奪であるように、国立大学において、71年、三倍もの大学費値上げは、他の公共部門と同様に、独立採算制の大義名分

のもと、二重の搾取であり、個別私学企業においては、国家の財政的危機の転嫁の所産として、個別資本の矛盾の必然的延命として受益者II学生の収奪すなわち学費値上げを生みださざるを得ないのである。

國家の二重収奪の体系を陰蔽するこの受益者負担論は、帝国主義の搾取と抑圧に苦しむ人民大衆ー我々の家族にあつては労働力の家族としての再生産、すなわち教育費を子供に投資することにより労働商品として一層高い価値付与（すなわち、高校よりは大学へ、大學のなかでもよりいいところへ）に、苦しみのなかから一片の希望をつなぐため、そのためには、背に腹はかえらない論理として、受けとめられるのである。

学費値上げは、この受益者負担論、教育投資論という中教審路線に代表される思想に支えられ、70年代、帝国主義ブルジョアジーの支配要請に見合う教育再編にともない、あらゆる教育機の経費ー財源として、ブルジョアジーの階級的意図の下に出された国家政策なのである。我々がここに学費値上げが単なる財政上の問題でなく、帝国主義ブルジョアジーの階級的、計画的に画策されたブルジョアジーの教育過程の中で、もつとも根幹として位置していることを強調しなければならない。

ところで、現在のブルジョア教育過程のもつともその矛盾が集積し、それ故、先導的に帝国主義教育諸政策を押し進めんとしている私学企業ー私立大学にあつては、政府ー文部省の中教審路線のあらゆる先取化を体現しており、我々は第三に、学費値上げを中心とする私学教育政策、とりわけ、私学産業資本家の唱える「赤字経営論」に対し、徹底して批判しなければならないだろう。

### ③ 私学教育政策と赤字経営論批判

を展開する。しかも、前述した受益者負担の思想にどっぷりとつかり、その論理に支えられ、ハレンチにも、自からまねいた財政的危機を学生に押しつけることが当然のように語るのである。

一九七一年十一月十一日、それまで、学費値上げなどまったくしないと一貫として表明していた同志社大学は、我々が大衆団交を設定した数日前、すなわち十一月八日、大学評議会にはかり、そぞくさと学費改訂案を決定し、大衆団交の前日十一月十日に突如、新聞等に発表したのである。大衆団交に登場した、当時の学長山本浩三以下大学当局者は、まさに「赤字経営論」を展開し、言はば学費値上げの説明会にせんとしたのである。我々は、それ以後、逃亡を続け、一切学生大衆の前に登場せず、翌年二月一日、機動隊を引きつけ、登場した山本浩三以下、大学当局者の、赤字経営論を、かならずや、立証段階で粉碎しなければならない。

個別私学資本の矛盾は、まさに国家の財政収奪の結果であるし、さらにその死活と延命をかけた個別私学資本は、帝国主義労働政策に見合った労働力再生産機構の大再編の財源としての学費値上げ後の私学財政に、前述した、四点にわたる戦略的諸プランを付与せんとしているのである。学生はそこでは現在と未来に、二重の抑圧と収奪をかけられるのである。

赤字経営論とは象徴的に言うならば、商店で値上がった品について、その店から切々とその店の資産の貧窮さについて聞くことと、まったく違わないのである。

同志社大学の学費値上げを中心とする諸政策は、現在の私学教育政策の典型である。同志社大学は現在、京都府田辺町に十学部、五万人の大学移転計画、いわゆる大同志社構想を着々と進めており、中教審路線ー築波大学の先取的大学であることは言うまでもなく、

60年代前半に至るまでの日本資本主義の高度成長は私学教育資本においても、それに呼応し、設備投資、合理化、近代化を成し遂げ、企業規模を拡大させ高利潤を生みだした。しかし60年代中期以降、高度成長の停滞、その破産は人件費、研究費等の財政的危機を生みだし、且つ日本資本主義の急速な構造的転換とその労働政策に対応しきれず、私学教育資本はその高度成長を止め一層の矛盾におちい、企業規模を拡大させ高利潤を生みだした。しかしながら60年代中期以降、このような私学企業の危機を根本的に乗り切るべく、私学産業資本は帝国主義的職能的労働力創出の戦略的目標に向け、大学ー学問ー教育ー労働資本ー私学資本の結合の強化。第三に、理事会を軸とする教育産業資本家の独裁管理体制。第四に、学生大衆の解体、包摂、（学生会館等の厚生、娯楽施設の設備、自治会の解体等）。

私学教育資本は、日本帝国主義の新たな段階に呼応して、帝国主義労働政策に見合った抜本的私学労働力再生産機構の体制再編をはからなければならなかったのである。このような中で私学教育資本にとつては、自からの矛盾と延命を学生大衆に転換すべく、その死活の財政源として、学費値上げを出さざるを得なかつたのである。私学教育資本にとつて学費値上げこそは、彼らの戦略的目標の第一歩たる決定的な政策に他ならなかつたのである。

だが、学費値上げの本質的意図が私学産業資本家にとつて、そのようなものにもかかわらず彼らは学生大衆の前では「赤字経営の苦しき」、「値上げもやむ得ない。」等々、いわゆる「赤字経営論」

更には私学教育の戦略的目標を担い、その完結的プランとしての、排外主義的労働力商品産出の拠点である。学費値上げは、そのよう同志社教育ブルジョアジーの70年代教育政策の第一歩であつたのである。

学費闘争は単に個別教育問題でもなく、また「受益者」としての学生の負担を少しでも軽くせんとする国庫補助の要求運動でもなかつた。60年代後半、ブルジョア教育過程の只中で、大学ー学問ー教育ー管理総体の反革命性を徹底して批判し、帝国主義打倒の闘いへのばかりついた全共闘運動を真に継承し、学費値上げの階級的本質を見抜き、教育ブルジョアジーー日本帝国主義に対する闘いであり、全共闘運動以降、70年代学生運動の地平を切り開く闘いであつた。このように学費闘争がより本質的、非和解的であつたが故に、権力ー教育ブルジョアジーは、学費闘争に未曾有の大弾圧をかけて来たのである。我々は更に学費闘争にかけられた大弾圧について若干、言及しなければならない。

国立大学協議会、および私大連の自主規制路線以降、大学は「真理の府」「学問の自由」「大学の自治」という戦後民主教育の幻想を自ら破産宣告を以來、ブルジョアジーの大学への反革命支配は、現在なしくすし的に強化されている。政府ー文部省官僚、および私学産業資本家は大学において、ますます独裁的管理体制を画策しており、いまや教授会の権威すら完全に解体しつくしたのである。74年新大学管理条例の制定策動を擧げるまでもなく、いまや、教育学園における学生大衆の闘いは本質的に、権力との非和解的対決を熾烈に要求しているのである。

我々は学費闘争を徹底して闘う過程で、権力ー教育ブルジョアジ

ーの大弾圧の結果として、國家権力によって本裁判に「被告」として強制されている。だが本裁判は学費闘争の正当性はおろか我々に対する最終的弾圧としてブルジョア法の反動的適用と階級裁判をなさんとしている。我々は先の意見陳述の展開の中で、この場においても、学費闘争の闘いを継承し、何故闘いを開始しなければならないのかを述べたが、我々は再度、現下のブルジョアジーがブルジョア法の枠を自から打ち破り、全社会的な人民への抑圧と弾圧の体系が我々と学費闘争に向けられていることを確認すると同時に、この弾圧に対決する我々の闘う意思を第四に、裁判闘争の任務として主張しなければならない。

#### ④ 裁判闘争の任務

70年代、日本帝国主義ブルジョアジーは侵略と反革命の帝国主義的総再編を成しきらんとしており、腐朽性と寄生性を深める帝国主義内部においては、社会的矛盾の激化に対し国家権力の人民に対する抑圧を強化し、帝国主義の階級支配の弾圧体系は、いまや市民社会末端にまで体質化、構造化されんとしているのである。60年代後半、打ち統く階級攻防戦は、ブルジョアジーを恐怖させ、破防法、騒乱罪を適用し、かつ市民社会防衛をテコとした地域治安管理体制、更に刑法の全面的改悪と一切の治安管理、弾圧の諸政策が着々と進められている。とりわけ刑法の全面的改悪は各種の特別法一治安法から刑法まで刑事法体系の整備として、更には破防法、入管法、少年法、監獄法、そして刑事訴訟法の改悪までなしきらんとするものである。すなわち、公共の安全、社会的防衛の名の下に刑法のもつ人権保障の機能まで破壊し、国家の刑罰権の大幅な拡大をもくろんでいるのである。そのことは人民の日常的な生活と権利の偶々まで、管理と支配を侵透させ、かつまた、行政権力の肥大化による、

にはあり得ないのである。かつて革命的左派公判闘争、とりわけ東

大裁判闘争は東京地裁の未曾有の大弾圧一分離公判強要、欠席裁判の強行という暴挙にも屈せずブルジョア法体系の全面的な階級性を暴露した闘いであった。我々はこの闘いを深く学び抜く中から、裁判闘争を閉じられた領域の闘いとするのではなく、戦術形態においては一程々度の制約を滞りつつも、学費闘争を継承し、70年代階級闘争の全内容を持ち、全人民に向けられ、そして我々にも強固に受けられた、全社会的、構造的弾圧体系に對し、反撃の闘いとして、この裁判闘争を徹底して最後まで闘い抜かなければならぬだろう。

以上、これで我々の意見陳述を終るわけであるが、我々の学費闘争の正当性、その内容は、単にことばでもって表明しつくせないことはいうまでもない。それはある意味で即興的である。我々は、我々の思想の持続とその過程の中で、より明確に表明することができるのである。我々はこれ以降の裁判過程、とりわけ立証段階においても、我々学費闘争の正当性の展開をやめないだろうし、我々は更に闘いを開くことを最後に述べておきたい。

△スローガン△

- 階級裁判を粉碎し、公判闘争を闘い抜こう。
- 統一被告団運動の革命推進を勝ちとろう。
- 中教審路線一新大管法を粉碎しよう。
- 学費闘争を継承し、教育の帝国主義的再編攻撃と闘かおう。
- 肥大化する反革命一治安弾圧粉碎、破防法体制粉碎。
- 刑法改悪一保安処分攻撃粉碎。
- 2／1不当連行に対する付審判を公開せよ。

官僚一警察権力の専制的支配をもつて、現在の秩序体制を保持し、帝国主義の危機と延命の道をファシヨ的に乗り切らんとするものである。

このような刑法の全面的改悪と帝国主義支配の弾圧体系の強化、拡大は現在の革命闘争の熾烈な展開と対応している。一連の爆取を適用した別件、デツチ上げ逮捕や予防弾圧策動、更には、60年代後半以降、学園闘争にかけられた大量逮捕・大量起訴・長期拘留等、これら一連の弾圧は革命闘争の徹底的虐殺と革命的人民の抹殺としてあり、広範な人民の闘いは、いまや現行ブルジョア法の枠内では答えきれず、保安处分新設まではかり、ふたたび、合法の枠内にとりこまんとしているのである。更に我々は、國家権力の治安弾圧の強化と法体系の全面的再編は、それのみでは完結せず、それを支え、保障する司法のファシヨ的再編と反動化が、より露骨かつ攻妙に進行していることを言わなければならないだろう。すなわち、法と秩序を最後的に補完し、行政権力を追認し、弾圧処理能力をフルに發揮し、更に、政治警察一検察のヘゲモニーにより、行政一司法一体となつた大量逮捕・大量起訴・長期拘留、また予断と偏見に満ちた強權的訴訟指揮、分離公判への刑の軽減をちらつかせた転向強要と、現行司法はまさに治安弾圧の最後的、最高の機能をはたしていると言わねばならない。

我々は学費闘争にかけられた大弾圧、そして、本裁判においてもまさに、このような帝国主義の弾圧体系の構造化、体質化の攻撃の先行的弾圧の一環であることを再度確認しなければならない。それ故、我々の闘いはいまや全人民に向けられた弾圧に對する闘いであり、決して狭義の弾圧粉碎闘争ではなく、あくまで現下の階級闘争の革命的意識性の下に全人民的、大衆的諸闘争との一切の結合なし

# アピール 2/1 同大不当連行告訴・告発を斗う会

私達は、「2・1」の闘争そして権力の弾圧に執拗に固執して闘つているのです。それは、「2・1」の権力の弾圧を通して、現在の権力の意図が見えるからに他なりません。「2・1」とは、72年2月1日全国学費値上げ阻止闘争の頂点として、闘われた、権力との大衆実力闘争とそれに対する権力の大弾圧の事をいいます。

全京都の闘う学友が結集し、「全国学費値上げ実力阻止、大学当局による封鎖解除糾弾」の集会を勝ち取り、権力との実力闘争を闘いました。これに対し、国家権力一機動隊は、まったく無差別に百数十名の学友を検挙し、全員、中立壳署に連行したのです。そしてその中からピックアップしたものを、「逮捕者」にしてあげ、残りの者に対しても、4、5時間監禁し、写真撮影、取調べを行なったのです。後日、警察の発表では、残りの部分は「任意同行」といつているのですが、学生会館中庭や、烏丸通り歩道上における機動隊による数限りない暴行があつた事実からすれば、それが全くデータであることは明らかなのです。

私達は、現在の弾圧の特質ともいえる、ブルジョア法さえも逸脱したこの大弾圧に対し、「権力は権力によつて裁けない。我々が介入して裁く」の意志一致の下、権力犯罪として、告訴。告発したのです。これに対し、検察庁は不當にも警察側の供述のみをうのみにし、不起訴処分にしたのです。現在、京都地裁において、付審判審理が始まるとしています。警察、検察庁は、「集団から投石があれば、その集団は、とりわけ集会を行なつていれば、現場共謀しているとみなせるから、全員逮捕できる。まあ、人権尊重の立場(?)から、罪の軽そうな者は、当日帰してやつた。だから、少々の行き過ぎは許される。」と開き直つているのです。こういうとにかく全員検挙して、目ぼしい者だけを拾い上げ、残りは任意同行でした」というのは、ファシズム警察以外のやり方ではありません。2・1の弾圧は、警職法という

ものを全く逸脱することによって、現行法では、逮捕できない人間を、全員強制的に連行し、そのことによって、集会そのものをつぶすものなのです。これは、現在、國家権力がなぞうとしている刑法改悪の先取りに他ならないのです。「集会に参加していた者」に対して、共謀共同正犯を適用し、「全員逮捕してもよかつた」と、権力側はいつているのです。このように、刑法改悪は、今、反権力闘争として闘われている運動に対し、闘いを予防的に弾圧し、闘いそのものをつぶしていくために、そして、一方、人民の生活のすみずみまで国家が管理・統制していくものとしてなされようとしています。それは、すでに、2・1のよううに先取りとして行なわれているのであります。従つて、刑法改悪に対する闘いは、単なる法案に対する闘いにわい少化させるのではなく、個々具体的な問題(先取り実質化攻撃)に対する闘いとして幅広く展開されねばなりません。

このような意図でもつて、私達2・1告訴・告発を斗う会事務局は、検察庁、裁判所でのビラまき、集会など地道な闘いを展開していました。しかし、京都地裁は、種々の理屈をこね回して、いたずらに審理の開始を延ばすのみか、審理を非公開でやらんとしています。「被疑者の名誉を守る」という名の下に、権力犯罪を密室で審理する事によって、ヤミからヤミへ葬り去らんと策謀しています。私達は、「被疑者とはいえ、國家公務員であり、権力をかさに来て、犯罪を犯したのだから、白日の下に明らかに全面公開でもつてやるべきである」と一環して裁判所に主張してきました。

又、今、同じ京都地裁では、2・1統一被告團の公判が行なわれているのですが、その中で、警察側は、あの不当連行の事実を隠します。私達は、「被疑者とはいえ、國家公務員であり、権力をかさに来て、犯罪を犯したのだから、白日の下に明らかに全面公開でもつてやるべきである」と一環して裁判所に主張してきました。

## 日共の告訴糾弾公判斗争「被告團」

70年代に突入するとともに、日共民青は、全共斗運動の成果を抹殺し、教育ブルジョアジーの斗争收拾と時を一にして「正常化」の先頭に立つて來た。彼らは「暴力一掃、民主化要求」の主張に基づき、権力の日常的弾圧体制と一体となつて全国の学園で革命的学生運動を破壊の一役を担つづけている。

同大において日共・民青72年二名の「告発」、権力の逮捕と続いて73年4月入学式への介入及び4月新人生への「反暴力キヤンペーン」を粉碎した我々へ「告訴・告訴」を行ない、6月N君、8月S君と警察の不当逮捕・長期拘留一起訴の一連の弾圧の手先きをはたしたのである。

N君に対する「暴行・傷害」、S君に対する「凶準・傷害」の犯人に仕立て上げ、学生運動の政治的、思想的問題を一切捨象し、「法的事実」に依り「刑事案件」として処理・弾圧を加えんとする司法権力とブルジョア法にのみならず、70年代中期の革命と戦争の前夜にあつて、日共・民青の「国民の民族の党」としての純化が、73・74春斗の労働運動でも革命斗争の阻害物・敵対としてうきぱりされる現在、日共・民青の「告訴」及び警察の大衆運動への飛躍的弾圧強化に抗する内実を目指した裁判斗争としてある。

それは、第一に権力の場・裁判所に斗争の領域を限定せず、大胆に学生大衆との結合を学内での日共の「告訴」糾弾!の大衆的高揚と合流した斗いとして斗われた。とりわけ73年1月S君、74年N君公判における日共・民青の停聴する粉碎するまでに及んだのである。

この裁判所の弾圧に対する抗議と糾弾は、日共・民青を手先として利用し階級支配を維持せんとする帝国主義そのものへの斗争としてあり、まさに「告訴」糾弾斗争の意義でもある。

我々「被告人」は、國家権力による茶番劇・裁判の空間、時間的に現実の階級情況に無縁であり、法を犯したか否かを裁き、社会秩序の防衛を至上のものと言いくるめ、斗争、及び斗つた者への斗争の意義の空洞化、思想転向を迫りながら、投獄せんとする司法権力に対し、いかなる手段でも抑圧できぬ階級斗争の前進、革命と反革命のダイナミックな激突と革命の勝利を確信する、まさに「確信犯」の汚名なら、いくらでも引き受ける決意を述べ、2/1学ヒ決

# 弁護人意見陳述

## 第一 本件事件の質

本件公訴にかかる事実は、大学当局による学費値上強行に対し、反対・抗議する学生諸君の斗いに源をおき、その斗争の中で必然的になされた行動である。かかる値上げ反対斗争を抑圧し、圧殺しようとした大学当局・国家権力機動隊に抵抗を続けた学生達の行動をとらえ、それを犯罪と規定しているのである。

こうして、本件公訴事実として主張されている被告人らの行為は、右思想に裏打ちされたものである。換言すれば、その思想表現としての行動であり、行動そのものが思想なのである。従つて、本件行為を裁こうとすれば、まさしくそこに込められている思想・学費値上阻止斗争と眞面せざるを得ない。それを抜きにしては裁きえないものである。まして本件行為は大学当局及び国家権力が機動隊を導入し、その物理的力でもつて本件斗争を排除・弾圧しようとした最大の対決時点で、あくまでそれに抵抗を続けた学生諸君の行動なのであり、学費値上げ阻止斗争が最も凝結した形で表現されるを得ない行為であることに照せば一層右述のことが強調されねばならない。

かくして、本件は、学費値上げ阻止斗争そのものとして存在しているのであり、被告人らが本日の公判までの陳述を通じて提起主張している右斗争の正当性の評価を抜きにしては裁判は成り立たないものであることを強く主張するものである。

## 第二 本件事件と当日における国家権力機動隊の警備の不当性・犯

いう暴虐の限りを尽したのである。

当日の経過を順に追つて述べる。

(一) 当時同志社大学において学費値上げ阻止の運動が展開されていたが、これを無視する大学当局に对抗すべく学生らにより学舎のバリケード封鎖が行なわれていた。

ところが大学当局は学生らとの話を否定し、国家権力・機動隊による強制的封鎖解除、国家権力による反対運動の制圧を依頼したのである。昭和四七年二月一日早朝、大学当局の要請を受けた国家権力・機動隊約三五〇名が権力にまかせて右バリケードの解除を强行し、この封鎖解除は短時間のうちに、学生らの殆んど抵抗もなく遂行されたのである。

一方学生らは封鎖地区外である（従つてまた当然大学当局による立入禁止令の範囲外の場所であった）同大学学生会館中庭で、右機動隊による封鎖解除強行に抗議する集会を開催した。そしてこの時には既に封鎖解除は殆んど終了していたのである。ところが機動隊はこの抗議集会に対し、約百名の機動隊員を配置し、度々、妨害、規制を行つてきた。

そして、遂に集会の先頭部分で当該機動隊員と衝突があり、投石があつたのを契機にして、機動隊員約一〇〇名が集会参加者全員に対し、更に付近で單に見物していくにすぎない者に対しても無差別に襲いかかつてきたり。その有様は投石行為を現認した学生を検挙するとか言つたものではなく、付近にいる学生らを全く無差別に全員検挙するというものであり、またそれは検挙活動と呼ぶよりも襲撃と言うべきものであつた。この暴徒と化した機動隊員の襲撃に学生らは学生会館中庭を逃げ惑うのみであるにも拘れらず学生に対

## 罪行為性

一 機動隊（員）は本件事件当日、機動隊導人に抗議する被告人ら斗争学生、その他の一般学生らに対し、大規模に明白且極めて悪質な罪行為を行つた。この許しがたい権力犯罪人権否定に目をつぶつて本件被告人らに対してのみその处罚を云々することはどうてい許されるものではない。

検察官は右事実を知つてゐるであろうか。知つてゐるならば、本件起訴をなし当裁判を追行することがはたして許されると考へているのであらうか。

裁判所は、右権力犯罪を弾固糾明すべきである。国家権力が被告人ら斗争学生に対し、どのような弾圧・暴虐の限りを加えたのかを。今ここで被告人らの处罚を求め澄してゐる国家権力の手がどのようにみにくく汚れているかを。

二 端的に言う。機動隊は当日、警備活動、公務の名のもとに、学費値上げ阻止斗争に参加した者、しなかつた者を問わず、無差別に、確認しえただけで七〇数名の学生に対し特別公務員職権濫用、同暴行凌虐の犯罪を犯してゐるのである。当日機動隊は学生諸君の斗争を圧殺すべく狂奔し、当日既に封鎖が解除された後開催された機動隊導人抗議集会に対し、その集会参加者だけでなく単なる見物人にすぎない者に対しても一せいに襲いかかり、彼らに数かぎりないリンチ、暴行を加え、更には七〇数名の学生らを全く法的根拠もなく警察署に連行し監禁すると

し機動隊員は数限りない暴行、筆舌に尽しがたい暴虐の限りを犯した。

学生らは警棒による殴打、ジユラルミン製大盾による暴行、手拳による殴打、足けり等々の暴行をだれかれかまわず加えられ、或る者は頭から、或る者は手から、口びるから出血するあり様であった。

機動隊員らはこのように中庭で暴行の限りを尽しただけではなく、これら学生を無差別に約一〇〇名（現場に残されたほぼ全員である）を検挙し、両手を頭上にあげさせ、数十米離れた鳥丸通歩道上に連行したのである。そして連行途中でも種々の暴行が加えられだし、これら暴行で威嚇され、おびえている歩道上の学生らに極めて強圧的な所持品検査、氏名等の難話が続けられたとりわけ女性の学生に対しては執拗に暴行、暴言が浴せられ、ついには機動隊員がその女子学生の顔につばをはきつけるあり様であつた。

(二) 機動隊員らのあまりにも悪質、唾棄すべき暴行、陵虐行為は、右の中庭、歩道上にとどまらず、彼らは歩道上に連行した学生らを引き続いて警察の護送車輶（輸送車輶）に乗せ中立壳署に連行したのであった。この連行の点につき「その学生らを逮捕した以上連行するのは当然だろう」との素直な疑問が生じないように予め述べるが、この連行された学生約一〇〇名のうち、逮捕されたのは三九名にすぎずそれ以外の七〇数名の学生らは逮捕行為も、逮捕手続も全くされていないただの学生にすぎなかつたのである。機動隊員らは逮捕もしない学生七〇数名を強制的に護送車に送り込み、数名の機動隊員が同乗して中立壳署内に監禁したばかりか、その間

強制取調更には学生の顔写真撮影を強行したのである。既ち、右学生らは車で中立売署に連行された後、同署三階の道場に入れられ、機動隊員に出入口等を監視されて道場内に監禁され、更に各人の顔写真を撮影され、その後も取調官に「冷飯を食わせてやろうか。名前だけ言えば帰してやる」等威迫されて住所、氏名等の詰問を受け、数時間後ようやくにして解放されるまでの間不法に身体拘束され続けたのであった。そしてその間になされた写真撮影なるものは、右の監禁した学生をろう下につれ出し、番号を記入した荷札様の紙を一人づつ胸にとりつけ、勿論なんらの承諾を求める事なく一方的に順次顔写真を撮影するといったものであり、これが許しがたい陵虐行為であること言うまでもなかろう。

三 右に詳述した通り、国家権力機動隊は、明らかに職権を濫用し無差別な検挙（身体拘束）を行い、数限りない暴行を加え、更に数時間にわたる監禁、そして顔写真撮影による各個人への陵虐・・・と到底許しがたい権力犯罪を行つたのである。しかも白昼公然と、大規模計画的に、更に法の執行との仮面の下にこの国家権力の大規模な人権侵害に対し識者は批判を寄せ、新聞もこれを大きく報道した。しかし警察当局は何の反省も示さず時は過ぎんとした。ここにかかる事態を座視しえぬ人々により本件権力犯罪の検察庁に対する告訴、告発が行なわれた。告訴は不法に検挙運行された二名の勇氣ある学生によつて、告発は学者、弁護士ら五一名によつて。

しかしその後の経過により明らかになつたことは、所詮国家権力機関である検察庁は同じく国家権力、機動隊の責任追求はなきないということである。結果は嫌疑不十分による不起訴処分

#### の処罰を追求しようと企てている。

本件起訴は、国家権力は自らの命に従う者を保護し、自らに都合の悪いことは隠蔽し、権力に抵抗する者には呵責なき弾圧を、加え、続行し、貫徹することの典型である。

こうして警察→検察→起訴へと仕上げられてきた国家権力の弾圧、意図の貫徹、その最後の仕上げの場として本件裁判がある。裁判所はこの国家権力の意図にどう対処するのか。警察は権力の実動部隊である。また、だからこそ、それ故の生々しさをもつ。従つて警察権執行のその現場では、国家権力の生の姿をかくしきれない。

即ち本件の現場に居合せたら、国家権力の行つた行為がいかに悪質、暴力的で許し難いものであつたかは一目瞭然であつたらう。しかしその後事件は警察内部へ、そして検察庁へと引きつがれ、国家権力の行つたことは全く正しいもの、きれいなものに成り変り、被告人のみが悪い奴へと形成されてゆく、これが国家権力の機構の巧妙さである。そしてこの権力機構は完全な官僚体制にささえられることにより、それを担う個々人の責任苦悩という障害に遭遇することなく自己回転する。

こうして権力の支配は、貫徹、実現されてゆく、これに対し、被告人らは自己の全存在を唯一の武器として斗わざるを得ない。権力の現場での醜くさ、そしてそれを伏せたままの裁判の進行を許しえない限りそうならざるを得ない。

そして今、国家権力が自己を全く正しく美しいものとして、被告人らを惡物として結着をつけようし、被告人らを惡物として結着をつけようし、被告人らが在存をかけてそれに抵抗する斗いが展開されている。これが今ここでなされている裁判、

（例外的な極一部の者には嫌疑なし）。不起訴理由は新聞報道によると、逮捕しなかつた七〇数名に対しても警職法上の規制であり連行は任意同行によるものであり、更に彼らに對して逮捕しようと思えば出来たものだ、との旨である。あまりに馬鹿馬鹿しいという以外ない。

逮捕えたのならば逮捕したらよい、現に彼らに逮捕と同じことを行つたのだから、彼ら七〇数名に対し、現行犯逮捕しうるどのような証拠があつたのか、明らかに一般見物人にすぎなかつた者が連行されている。法的に逮捕しえなかつたからこそ事實として力で連行したにすぎない。

国家権力が今日過激派というレツテルを貼り、その壊滅を企図している者らに対し、逮捕できなければ逮捕せず任同で済ませるなどの優しさがいつから生じたのか。現に本件で逮捕された前記三九名に対する勾留請求却下率の圧倒的高さ三一名の勾留請求に対し二二名が却下、更に弁護士の準抗告により四名の勾留が否定され、結局請求にかかる三一名中勾留されたのはわずか五名にすぎないことは、本件大量検挙が非常に強引なものであつたことが理解しえる。更に右弁護側準抗告に対し、準抗告審が事実調を行つた結果、当該一せい検挙、運行は明らかに警察法上の規制、任意同行を逸脱している旨明示する準抗告決定さえ出しているのである。これらに照しても本件機動隊による無差別検挙、連行は違法な権力犯罪としか考えないものであった。

四 このように国家権力は一方に於て許しえない悪質、大規模な権力犯罪を犯しているにも不拘、國家訴追機関は何らその責任を問おうとしない、そして厚顔にも本件被告人らに對してはそ

そこににおける被告人裁判関係者が存在している姿でなかろうか。しかし国家権力が自ら一方で悪質極の犯罪行為、大規模な人権侵害を行つておりながら、その汚れた手で、本件被告人らにのみ一方的に処罰を求めるることは到底許されるべきでない。

裁判所は今被告人らの当日の行動に処罰を求める国家権力が同じ当日、被告人らと思想的に共動し、共に国家権力を批判した多くの学生諸君らに對し、如何なる暴虐を行つたのかを明らかにすべきである。そして国家権力自らの犯罪の責任を問い合わせるべきである。そこで国家権力自らの犯罪の責任を問い合わせて始めて被告人らを裁くことがなされるべきである裁判所が正義と国家権力の規制を志向するならば、そうすべきである。そ

うでなくて如何なる正義と権力の規制がありえようか。

第三 本件裁判全体に関する基本的主張は右の通りである。

なお個々の被告人、その個々の行為についての事実関係上の主張については立証段階にゆずる。

# 〈特別寄稿〉 現代過渡期世界と破防法

久保井 拓 三

私はたびたび同志社大学には来たことがあるのですが、今回は69年2月の同志社大学での全学連大会以来、約四年半ぶりということになるわけです。立看板なんかを見ると学園の雰囲気というものは、荒廃しているといわれたり、あるいは、運動が沈滞しているとかいわれているけれどもやはり大学というのは依然として、権力に対する一つの闘いの拠点として、存在しているということを私はつくづく感じました。きょうのシンポジュームについては、私の方も、なかなか都合がつかなかつたんですが、時間をできるかぎりつくつて参加しましようということで、予定が多少遅れた訳ですが、本日、ここにうかがつたわけです。

「現代過渡期世界と破防法」という、まあたいへん大きな見出しとして、問題が出されているわけですが、私は、三つの問題について私なりに出してみたいと思うわけです。それが必ずしも現代過渡期世界と破防法という問題、テーマに、合致するかどうかは、これは皆さんの御批判を受けたいと思うわけです。大きく分けて三つあるわけですが、一つは、破防法裁判ということに関する全般的な状況についてまず一つ、それから、第二番目は破防法が適用された69年4・28沖縄闘争が、具体的にどういう形で進行して、そこでは何が問題にされていたのか、でそれ以降どういう運動として私達が敗北していくのかということ。第三番目は、私はやはり現在は、

大きな意味での過渡期だと思うのですが、こういう一つの過渡期に私達は、いつたい何を武器として、闘いの姿勢を堅持していくのか、いくべきなのか、三番目の問題というのは、大きな問題で、これは、皆さん方とやはり討論を深めていかなければならないと思うわけです。

まず第一番目の問題からいきます。一番目の問題の破防法裁判についての全般的な問題ですが、これは一つには裁判ないしは裁判制度一般に対して私たちはどういう立場を貫く必要があるのか、ということだと思うんです。それはひいては破防法裁判に勝利するという意味が一体どういうことなのかということにも通じてくると思うんです。裁判とか裁判制度一般に対して私達がどういう立場をとるべきかということに対しては、これは、そうくどくど申すべき事柄ではないかも知れませんが、「國家」というものが人民の結集した一つの「統一」されたものではなくして「分裂」を基礎においているということだと思うんです。そういう分裂に基盤をおいた国家そして、そういう分裂というものが存在することによって行なわれるさまざまな社会的な不正義、たとえば暴力であるとか搾取であるとか差別であるとか、そういうものを法律というものが廃棄していくということではなくして、それを事実上容認することの上に出発しているというまさしく、多くの共産主義者たちが原則的に述べてい

る国家そして法、裁判ということだと思うわけです。従つて私達が裁判に参加させられるというのは、これは、端的にいうならば、私達の運動が敗北して物理的にも武装解除されていく中で、一個の捕虜として、時の権力者によつて私達の罪状を起訴する事後追認としておこなっていくことでしかないわけなんですねけれども、しかししながら私たちがそういう物質的空間的にも、あるいは時間的にも極めて限られた裁判に参加し、ないしは裁判闘争と呼ばれるものに勝利するあるいは破防法裁判に勝利するというのは一体なにかといふことについては、やはり基本的に一つの立場を形成しておく必要があるんではなかろうかと思うわけです。では私たち被告はどういうことを考へているかいうならば、五人の被告は、その政治的立場においては、必らずしも、一致しているわけではないことは、皆さんもよくご承知のことでしょうが、破防法裁判に参加することによつて、国家すなわち国家と諸階級というものの関係が一体どういるものであるのか、いわば国家とそして、非和解的に対立しあう諸階級との相互の関係において、政治やあるいは経済や社会や文化やありとあらゆる人類の社会生活全般の運動のあり方が一体どのようにかかわり合いつつ、「変革」への現実的物質的諸条件を生み出しつつあるのか、そういう国家と諸階級の相互関係のあり方といふもの今まで被告、弁護団、あるいは傍聴に来た人たち支える会といふ多くの戦線で全面的に暴露しきれるかどうか、こうして私達がどこまで権力ないしは国家といふものの本質に迫り、それを暴れしきれるかどうかといふことを、私たちは、破防法裁判に勝利するといふことの現実的な意味として考へている訳です。もちろん一つの裁判の結果といふのは必ず無罪であるか有罪であるかといふことにつながっていくわけですが、当面私達はそういうことは、問題

にしていないわけです。私達が破防法裁判に勝利するというようなかけ声をかけるのはやっぱりそういうもんではなかろうかと思うわけです。それから俗に政治裁判とか治安裁判とか公安裁判とかいわれている訳ですが、特に破防法の場合は政治裁判として、破防法裁判が貫徹されていかなくてはいけない、そういう一つの性格というものが破防法という法律によって規定されている。これまでの経緯から見れば、検察側もあるいは裁判所の側も破防法裁判というものを政治裁判として行なつていくことに関してはものすごく躊躇しているというより極力それを回避しようとしている。私達被告団、弁護団が破防法裁判に対し最大の注意を払ってきた問題といふのは、破防法裁判は政治裁判であり、政治裁判として破防法裁判を貫徹していく、そういう姿勢が私たちにとって一番重要なたった訳です。弁護団が破防法裁判に対し最大の注意を払ってきた問題といふのは、破防法裁判は政治裁判であり、政治裁判として破防法裁判を貫徹していく、そういう姿勢が私たちにとって一番重要なたった訳です。「政治裁判」である、と言うことによつて、これは、たとえば、一般的の刑事被告人と私達との間を差別したり区別することではないわけですが、少なくとも破防法といふものは絶対引き出すことはできないわけです。単に「盗人」だとか、火つけだとか、強盗だとか、そういうものでさえ一つの社会的な判断なり情状といふものが考慮されてくる現行の裁判制度の中において、ましてや破防法といふのを一つの处罚の対象にしているということ、政治目的といふものを处罚の対象にしている以上、政治目的のその是非について論じ合わなければ一つの結論などといふものは絶対引き出すことはできないわけです。や、そういう思想の表現活動の煽動といふものを一つの处罚の対象にしているといふ性格上、政治裁判が政治裁判として一つの論理と論理を突き付け合わせることによつて事の正否を明らかにしていく、そのものでなければ私達がかつて味わつた、あの東大裁判の欠席裁

判というようなやりかたで、闇から闇へ葬り去られていく。東大裁判はそれ自体として一つの成果があつたし、一つの私達自身の裁判闘争に対する戦術としていろいろ考慮しなければならない問題があつたかもしませんけれども、少なくとも破防法裁判は政治裁判としてどこまでも貫徹していく決定的な重要性というものを私は持っているのじやないかと思うわけです。よく法廷でこういうことが言われるわけです。問題を出したわけです。たとえば競輪場で何か八百長があつたかもしないということで騒いで騒擾が起つた場合と、政治目的を持つて一つの運動が行なわれてそこで騒擾が起つた時、競輪場のいわゆる騒擾というものに対して破防法が適用されるか、といったら適用されないと。その違いが一体どこにあるのかどうかの基準<sup>シ</sup>やないかと。じゃ、その政治目的とは一体何か。そのことを私達は破防法裁判の中で追究していかなければならない。

そういう姿勢をこの間一貫してとつてきたわけです。

破防法の成立過程や性格についてはこれも皆さん方、勉強していいで私が述べる必要もないかもしれません、一応整理したものとして二、三問題を出しておきます。破防法が成立したのは一九五二年なわけですけれども、それが国際的、国内的にはどういう状態にあつたかということです。国際的にはいわば中国革命の勝利、あるいは朝鮮戦争の勃発というような形で、世界の戦後世界というものが米ソを中心とした冷戦というものに分裂していく、そういう国際的な背景があり、国内的には戦後の47年前後の日本の戦後革命の敗北といふものと、それ以降の日本共産党の武装闘争路線の敗北、そういう戦後革命期を乗り切った支配者階級というものがそれをより一層共産主義者をいわば追討していく、そういう国際的には冷戦とい

か、様々な現在の弾圧体制を見ても、それが暴力主義に対する民主

主義の防衛という観点から行なわれ、かつ、宣伝されるわけです。

これを破防法裁判の弁護団長である井上正治氏は「治安概念の拡散」という言葉で表現しているわけですが、これは新たなイデオロギー的紛糾をもつた、より一層露骨な、弾圧「新秩序」への志向の現われだと見るべきだと思います。たとえば治安維持法みたいに「國体の変革と私有財産制度の徹廃に賛同するもの」ということではなくて、きわめてやもやもやした、何でもかんでも要するに公共の安全を害した、ないしは、治安を害する「おそれ」のある、「政治目的」その基底にある「思想表現」活動の事前規制、宣伝煽動活動の「処罰」というようなものを、治安概念を拡散させることで取り締まっていく、こういう現在の弾圧体系の頂点として破防法もう一度登場してきたわけです。そこにきわめて多くの危険性というものを私たちには見なければならないのでしょうか。つまり民主主義

こそが決定的に重要なものであつて、それに反する暴力主義的な直接的間接的なものを問わず、その思想、行動を一切排除するしかも、それを事前に規制する、それこそが日本の将来にとって平和をもたらす唯一の武器であるというような、こういう論理ですね。そこにはものすごく危険な論理が存在している。破防法適用を頂点として、その前後の治安概念の拡散化の傾向には、目を見張らせるものがあるわけです。たとえば私は東大の安田闘争では凶器準備結集罪<sup>(1)</sup>といふのでもう判決を受けたのですが、実はこの凶器準備結集罪といふのも、破防法と全く同じ意味合いに使われているわけですね。たとえば演説をしたということ自体が凶器の結集と公務執行妨害ということに結びついていく。ただの場合に破防法というものを適用しなかつたのは、そこに「政治目的」というものを罰則に入れ

うものをめぐっての反、対共産圏、そして国内的には反共産党、そいういう反共法としての意味合いを深くもつて成立してきたわけです。それは当然アメリカがボツダム宣言をみずから破棄することによつて、日本を動脈硬化していく冷戦体制のもとにアメリカの同盟国においていく、日米安保条約を結んでいく、そういう国際的な、国内的な要因のもとに破防法が成立してきたわけです。本質的には共産主義者の取り締まり、あるいは反共法であることには変わりないわけです。破防法が目的としているものはしたがつて先程も少し述べたように、暴力主義的な破壊活動の煽動、「政治目的」をもつた思想表現活動の煽動というものを直接的な处罚の対象としているわけで、明らかにこれは現代刑法の精神というか、たとえば行為のみを罰するという刑法のたてまえから一步進んだ特別立法としての意味合いを強く持つてゐるわけです。そこに支配者階級にとつて頭痛の種、ないし矛盾が存在しているわけだし、私達にとつても、そこがやはり破防法裁判のとつかかりといふものを見い出していくことができる環もあるわけです。一九五二年に制定された破防法が、二、三共産党に適用されて以来、ずっと適用されなかつたわけですが、この間6年以降三回にわたつて破防法が適用されてきたわけです。それを注意深く私達が見ていくと、基本は確かに破防法といふものが反共法であることに変わりないわけですが、現在の頗著な例、これは確かに現在の頗著な傾向であるのですが、いわゆる暴力主義の撲滅、つまり「過激派暴力主義と民主主義」そういう概念の対立ですね。はたして民主主義と暴力主義といふものが本質的に相反する概念であるかどうかということについては、これは異論があるかも知れませんが私は民主主義なんていふのは暴力の上に存在しているとしか思つていいないです。たとえばアパートローラー作戦など

と裁判がややこしくなるという、そういう判断つまり、治安的、行政的、警察的な判断でしかないのです。そういう文字通り治安といふものの幅が、あるいはその広さも深さも全然わからなく、一切がつきが治安、治安とすることで恣意的、勿論、権力的に運用されていく。だからそれを今までならパクられなかつたものも全部それでパクられてしまう。お前は暴力主義的だということによつて、お前は過激派だということによつてパクられてしまう。その意図は全くもつてはつきりしている。つまり、いくらかの「反政府的」な色合いをもつ、個人団体を、「民主的市民」、市民社会から、「民主主義の敵」というレッテルを恐怖感に便乗して、「孤立」させようとしているわけです。こういう危険性の最たるものとして破防法が現在適用されたのです。この特徴を私たちはやつぱり見ておく必要があるんじやないかと思つてゐるのです。

一 次に、それでは、破防法裁判の現状が一体どういうことになつてきているのかということについて若干報告しておきますと、これはもうすでに30回近く行なわれてゐるわけです。大体月一回のペースで行なわれてゐるわけです。私たちの破防法裁判に対する基本的な立場といふものについては先程申したように「政治裁判として貫徹していく」ことに最大の努力をするということであるわけです。つまり論理と論理、政治目的、あるいは主義という問題をとことん推し進めることによって、いわば検事側の公訴提起自体の違法、違反性あるいはその実証活動一切を粉碎していくというふうに考えております。この30回近い裁判の中にはまだまだ解決されない問題もあります。ついでいあるわけです。たとえば特別弁護人の問題であるとか、法廷内における録音機の使用の問題であるとか、そういう、考えで見れば一見大したことのないよう見える問題でもきわめて重要な問題

というのがまだ残っているわけですが、これについては破防法裁判について、今話さなければならぬ問題ということではないので、これについては省きます。実際この間もう三年ないし四年近く裁判をやつてきたわけですが、どういう段階に入つたかと云うと、普通の裁判のベースからいえば、ようやく起訴状の朗読が終わつたという段階だけですね。起訴状朗読が終わつて罪状認否にはまだ入つてないということですね。罪状認否に至る起訴状に対する証明なしとは求釈明といふことの、だから裁判の全体的なテンポからいふらばそのあと罪状認否があり、そのあと被告の意見陳述、弁護団の意見陳除、それから検察側の意見陳述があつて、そのあと証拠調べがあつて、それから弁論、それから判決といふわけですから、ほんの端緒でしかないわけです。しかも求釈明の総論部分、つまり憲法と破防法の関係、そういうところの部分に今裁判がさしかかつてゐるわけです。それでどういうことがこれまで問題にされてきた最大の焦点かといふと、破防法の第二条に言つている「公共の安全の確保にとって必要最小限度においてのみ破防法を適用すべきであつて、いやしくも拡張してこれを解釈してはならない」という破防法の第二条の法意、つまり法の趣旨といふものが一体どういふところにあるのかといふことです。これについて、松川事件でたいへん活躍された後藤象二郎先生は破防法はこれを拡張して解釈してはならない、ということだけでは足りない。むしろ「縮少して解釈する」ということが検事にとつても裁判官にとつても必要なんだというような意見を言われているわけです。この破防法の第二条といふものが単に一般的にそういうふうにしてはいけませんよといふように規定した条法なのか、そうではなくて破防法の全体の根幹にかかる、つまり適用する際の公訴提起も体にも関係するもの、ですから逮捕、あ

るは拘留、公訴、そういう、たとえは裁判以前の段階ですね。そういうものにも効力があるのではないかと、つまり「公訴」自体に対する単なる「注意」ではなくして公訴それ自身にとつても一つの効力を持つた規定ではないのかと云うことで、これは検事側もこの「破防法第二条の趣旨を誤つて（破防法を）適用した場合はおのずから無罪となる」というようなことを言わざるを得なくなつてしまつたわけです。私達としては単にその無罪ということではなくつて破防法の適用という、そういう公訴したこと 자체がまさに憲法と裁判の立場からいふならば當面の目標にしているわけです。無罪というのは一つの裁判が争われてその結果としての無罪であつて、そうではなくつて要するに無罪も有罪もそんなのもへつたれもないと。要するに公訴したこと 자체が誤りなんだというふうに戦術的にはそういうふうに考へてゐるのは「公共の安全とは一体何か」という問題になつてゐるわけです。検事側はこういう風に答えたわけですね。「日本国憲法下における国家社会全体の民主主義的秩序が平穏に維持されている状態」これが公共の安全であるといふうに言つてゐるわけです。私たちは一九五二年当時の破防法が成立する過程での国会答弁というものを引用して、政府委員の答弁を引用して、それとの異同を糺してゐるわけです。検事側はこういうふうに言つてゐるわけですね。「公共の安全といふのは国家統治の基本組織、並びに国家の基本的政治方式及び国家社会全体の基

本秩序である」というふうに言つてゐるわけです。つまり國家統治の基本組織や国家の基本的政治方式や国家社会全体の基本秩序が平穏に維持されている状態といふものを公共の安全といふうに言つてゐるわけです。つまりポイントには「国家社会全体の基本秩序」というものがあるわけですね。そういうような答弁を引き出した後刑法が今改正されようとしているわけですから、その改定刑法草案の内乱罪に「朝憲紊乱」というものと、ここで問題になつてゐる公共の安全といふものと一体どういう異同があるのかと求釈明したわけですが、検事側曰く、「朝憲紊乱と公共の安全とは同じである」と。つまり結局裏を解していくなれば、内乱罪に「朝憲紊乱」を私達が侵したということを言つたわけです。結局そういうことを言つてしまつたということは、実際上は破防法といふものは、内乱罪といふものは内乱罪として別にあるわけですから内容的には内乱罪に変わらないんだけれども、それを煽動の段階において処罰するという意味での、いわば内乱を予防的に規制する法律であるということを、これは検事側は一度は言つてしまつたわけです。法廷で、言つてしまつたあと、きわめて事の重大性といふものに気がついて、今までのことを「一切「白紙徹回する」、要するに今まで検事側の述べてきたことは自分たちが混乱していたと・混乱してしまつた主任検察官が事実上更迭されて法廷にもう三開廷ぐらい出廷しない。また白紙徹回を検事側にそそのかす、ある面では、ほんとうにそそのかしたわけですが、「それでは検事側はお答えがないといふことは白紙徹回するつてことですか」というようなことを裁判長

いう戦いのスローガンを掲げていたのかといふと、沖縄の「祖国復帰」という問題に関して私達は沖縄の、日米両帝国主義の沖縄再支配粉碎、つまり「アジアの侵略前戦基地化阻止」を、反帝国主義の全人民的結集の「戦術的環として戦つてたわけです。こまかい問題は省いて、丁度その時期、つまり6年10・8から9年の沖縄闘争の過程を通じて、安保論争、安保闘争という問題がものすごく各党派によって深められていったわけです。こういう中で私達が何を一つの成果として獲得していったのかといふならば、これは6年(62年以降の日韓闘争、あるいはベトナム反戦闘争、砂川、成田斗争等々、日本帝国主義のアジア侵略というものに対して戦つていく)この戦いを通して安保という問題が浮き彫りにされてきたわけです。それは、政治路線としての「安保粉碎、日帝打倒!」といふ、いわば日本革命にとっての、決定的に重要な、環人民の戦略的政治的武装というものを勝ち取つていく上での大きな問題として、安保粉碎、日帝打倒といふ、戦略的な課題に向けて大衆的結集を実現することに成功したということだと思うわけです。こういう政治的路線のもとに大衆的な、かつ、戦斗的政治闘争をつくり上げることができたということが、私は何といつても決定的に重要で、大きな成果ではないのかと思うわけです。当時私達にはまだ70年安保闘争というものが掛け声だけで一体どういう内容として、どういうものとして戦い、戦術的に戦わなければならないのかということが充分、明確になつていなかつたけれども、これまでの「侵略反対」の諸政治斗争の蓄積、就中、羽田闘争を直接的な契機として、急速に深化されていったわけです。それが6年の4・28沖縄闘争から70年闘争に向けて反戦青年委員会の労働者と全学連全共闘運動との統一戦線として結集を遂げることができた原動力であったわけですから

つつあるということを一つの確信として見ることができたというこことだと理解していただきたい。これは単に、あと五年先、あと十年先にそういうふうに革命が起るだらうということではなくましてや、唯物史観の一般的帰結を確信している、というようなものであるわけでもないのです。つまりこれは私が大学に入りたてのころ、この時期はわけもわからずに「革命」というものを信じきっていたわけですが、だからある意味では一つの希望とか願望みたいに思っていたわけですけれども、そういうのが一つの闘争を通じて、はじまり一つの現実性の問題としていわば自分の血となり肉となつてくるそういう一つの決定的な契機として4・28沖縄闘争というものが私にはあつたと思うんですね。だからこそ、このような大きな労働者、学生の一つの統一された力をもつて安保粉碎、日帝打倒といいう政治路線のもとに全大衆が結集する、そういうところに国家の分裂が現実的に進行しているという、事実の中で、権力側は一挙に、これが7年前にぶつぶきなければならない、そういう至上命令が、権力者特有の感覚的な危機意識と重なりあって、破防法適用に踏み切らせた、原因ではなかつたのかと私は思うわけです。私が実際逮捕されたのは6年の7月なわけで、4・28闘争以降三ヶ月間位は、厳密には二ヶ月位逮捕されずにいたわけです。4・28といふものは、当時の全共闘運動の個別的な闘争しかし、それらが单なる個別斗争として終始したのではなく、全人民的な政治焦点を形成し、労農市民が一体となつて、全人民的政治斗争への一端を担つてきたことは、歴史の証明するところであるわけですが、――をも総括して全國政治の権力、中枢、いわば打倒すべき目標というものに結集する一つの手段といふか、戦術として中央権力闘争というものとして、私達は意思統一したわけです。しかし、それが行いきれない、つまり

中央権力闘争を貫徹しきれないという問題から、4・28以降さまざまな議論が内部に生まれてきたわけです。もつとも、その端緒は、それ以前の68・10・21防衛府斗争の是非、ないしはその戦術をめぐつて進行していないうけですが、端的に言うならば、私達が敗北していった決定的な原因というものが組織路線における全面的な敗北やはりこれはブント主義といわれるものの数々の批判の内の最たるものであるわけだけれども、いわば学生運動をとおして党をつくり上げていく、そういうような極端に言つた場合、議論がそういうふうに進んでいったかどうかといふことではなくて実態としてそろであつたわけだけれども、そういうような組織路線における全面的な敗北といいうものが、まさに国家と革命の問題への端緒、つまり部分的でもあれ、権力中枢に迫り、現実的にも、機動隊を粉碎しなければならない、全面的な機動隊との対決に備えなければならない、そういういわば一つの大衆的な政治闘争の高揚といいうものが現に打倒すべき権力と直接的に対峙した段階で私達が敗北していく。文字通りそれは帝国主義を打倒し得る陣形、あるいはその前提といふの、つまり私達がどのような組織をつくり上げていくのかといふ問題ですね。明らかに大衆的政治闘争――それがいかに戦斗的な武装的側面をもつて、いわば一方の、たとえば戦略を強調することによつて、あるいは共産主義論を強調することによつて、あるいはその軍事を強調することによつて、いわば越えることができないその多くの問題の一方だけを強調し、大声でやつたからといって私達自身がそれをトータルに把握したことにはならないわけです。帝国主義者との現実的な戦争、もちろんそれは直線的な戦争ということではないけ

す。これはやはり何といつても大きな成果だし、今後私達が一貫して堅持していかなければならぬ立場じやないのかと私は思うわけです。私達は、これら6年代後半から7年初頭にかけての斗かいの中で「プロレタリア国際主義と組織された暴力」という原則にたち帰ることが出きたわけです。又、自分たちの運動をそのように位置づけていたわけです。私達の運動はプロレタリア国際主義と組織された暴力というものの、確かにそれは端緒的で、多くの限界点を持つていたかもしれません、しかし、それはそれとしてプロレタリア革命、あるいは革命運動の基本的な立脚点としてやはりこれを持つていたかもしれません、しかしながらそう指摘したからではないことも又、はつきりしていると思うのです。

私はこの6年の羽田闘争から6年4・28沖縄闘争、そして70年斗争へと連なる、この一時代を貫ねいた大衆的政治闘争の高揚、しかも、カンパニアル的な側面も大いにあつたとしても、これら諸斗争の「武装的、暴力的」展開の実現は、私達の運動の、着実な前進を確信づけた一つの決定的な時代であつたと思います。それは、私にとてはきわめて個人的な見解とどまるかもしれませんが、そこには、「革命の現実性」を私は見たよう、見たというより、確信することができたわけです。私のいう「革命の現実性」というのは要するに目前に革命が、権力があるとか、樹立されるとかそういうことをいうのではなくして現にこの日本資本主義、あるいは日本帝国主義の内部に労働者を中心としてプロレタリア革命の現実的な力というのが、これは社会的、歴史的にも成熟しつつあるし、また形成され

れども、国家と革命という現実的な諸問題に迫りこれを解決する段において勝利するには、それをトータルに総括していく私達の陣形において私達自身が飛躍しなければならない、そういうものをあらかじめつくり上げていかなければならない。そういうものを存在していなかった、根本的な原因というものが存在していなかったのです。それでは、60年闘争と同じなのかと。やっぱり同じ、何も残らなかつたのかというと絶対そうではない。それは絶対そうではなくて、やはり6年から9年、70年にかけての斗かいといいうものが日本帝国主義と対峙し、それを部分的に突破しようとする一つの運動としてうものが全体として強固に形成されていったという事実。私達は決してそれを単なる敗北として精算主義的に総括していくのはならぬ明確に「安保粉碎、日帝打倒」という決定的に重要な、いわば戦略的な環に、結集し、ないしはそのことを通しての政治的な武装というのかといふことを考えていくことが重要でないかと思うわけです。

私は現在の時代がこれは三番目の問題に移りますけれども、明らかに現在の帝国主義国家というものが、大きな塊がり角、いわば大きな変質といふものを遂げつづけるのではないか、これは日本の資本主義を支えてきた国際的、国内的な要因というものが、これはもうことごとく、その条件を失ないつつあるわけで、国家にとつても人民にとつても大きな「過渡期」を経過している様に思われるわけです。たとえば国際的に見るならば、アジアの霸権と日米安保をめぐつての日本とアメリカとの関係であるとか、あるいは戦後の日本のかといふことを考えていくことが重要でないかと思うわけです。

盾は矛盾として放置したまま、アジア侵略に乗り出すことによつてその危機を乗り切ろうとしていくか。そういう、いわば日本帝国主義の経済的な、経済力の問題と、一方における軍事外交政策のいわば矛盾ですね。つまり現在の日本帝国主義の最も弱い点といふのは軍事外交問題、つまり日米安保から全体的なアジアにおける外交、あるいは防衛問題、そういう問題について、決定的な、政策を取りきれない。たとえば安保条約の改定の問題についても、これは巨大な国家の分裂が明白であるし、国民のかなり多数の部分がその反対にまわっている、つまり国内の世論が分裂する。国家が分裂する。あるいは自衛隊の問題をとっても国家は分裂せざるを得ない。そういう軍事外交政策をめぐつての、いわば根本的に解決しきれない問題、あるいは日米安保条約をどうしていくのかといふ問題について、将来の日本の行方をはつきりしきるだけのその力がない。(以上No.1) (以下テープNo.2) ※(②)

いわば、社会の末端においてさまざまそしてそれだけですまなくなつてきているところに、帝国主義者の弱味があると思うのです。というのは、比較的安定的に復興してきた日本資本主義の「成長」の中で、その恩恵、施しを受けていたために、隠蔽されてきていた階級的な、社会的な諸矛盾が、これら日本帝国主義国家の「変質」の中で、一挙に露になつてきたことだと思うのです。そして、それからの「反抗」をも受けざるをえなくなつてゐるからです。

つまり「外」の問題だけではすます、「内」の問題——そしてそつたと言えるものであつたのですが——をも考慮しなくてはならないといふ現実、これが恒常的ともいえる破防法体制から、刑法改正へと連なる、帝国主義国家「秩序」の再編成になると思うのです。

資本主義の復活、強化をもたらした要因としてあつた。生産機軸が一切ぶつこわされた段階から、きわめて強力な技術革新や設備投資をとおして日本の国際競争力を強化していくわけだけれども、そういうものも頭打ちというような状態に入りつつあること。あるいは国内的にはインフレ、公害とか議会制民主主義の危機だとかが、一方では日本資本主義繁栄の表現としてあつた、従来の、政治斗争続しつつある事等々。さまざまな国際的な、国内的な要因というものが日本資本主義の土台をゆきぶり続けている。だから突如として空洞化されている議会制民主主義の現実を、ブルジョア的な仕方で越えようとするような小選挙区制が出て来ようとしても、それが日本資本主義の頭打ちといつたわけだと思われます。これは制といわれるような恒常的な弾圧体制が維持されなくてはならないことは、立たされていることは、これは事実だと思います。これが大きな意味では、やはり日本の将来というものが、これを現代過渡期世界の矛盾、というふうにとらえようと思えばとらえられると思うのだけれども、つまり日本の将来というものに対しても、一体人民の目というものが、どこに将来向けられるべきか、向けられていくのか、というと、それは、やはり日米安保条約、それを基礎にした日米反革命同盟、そういうものの進路に、国と人民の将来がかかるつて見ているとと思うのです。そこには支配者の側にとつて見るならば経済と政治のアンバランスな側面というのが出て来るし、国民の内部においても、日本とアメリカの関係をめぐつてさまざまな憤激が起つて見える。つまり安保条約を廃棄し、あるいは粉碎していくのか。ないしはより一層日米の同盟体制を強化することによって、いわば矛

北したのかつてことの重要な問題、つまり私達がそういう組織の問題において敗北したということの問題をとことん突き詰めていく、そういうことをとおして私達はもう一度運動を組織しなおす必要があるのじやないか、私はそういうふうに思うわけですね。最後の方はかなりまとまりがつかなくなってしまったわけですから、一応、裁判に関する問題と、4・28沖縄闘争に関する問題と、それから現在、つまりこのままの、支配者にとつても支配される側にとつてもこのままの今まで通りのやり方ではやつていけないというようなそういう一つの情勢の進化の中で、どういうことをやるべきなのか、何が立ち遅れているのかという問題について、以上三点、私の意見を述べたわけです。あとはシンポジウムだそうで、皆さんの意見をお互いに聞いて理解を深めたいと思います。以上です。

注 これは講演に加筆したものです。

### われわれの革命

—— 同大 2.1 決戦統一被告団 ——  
冒頭陳述集

発行日 75年2月1日

連絡先 同志社大学学生会館別館

1F Ⅱ部 SCA同大救対委付

